

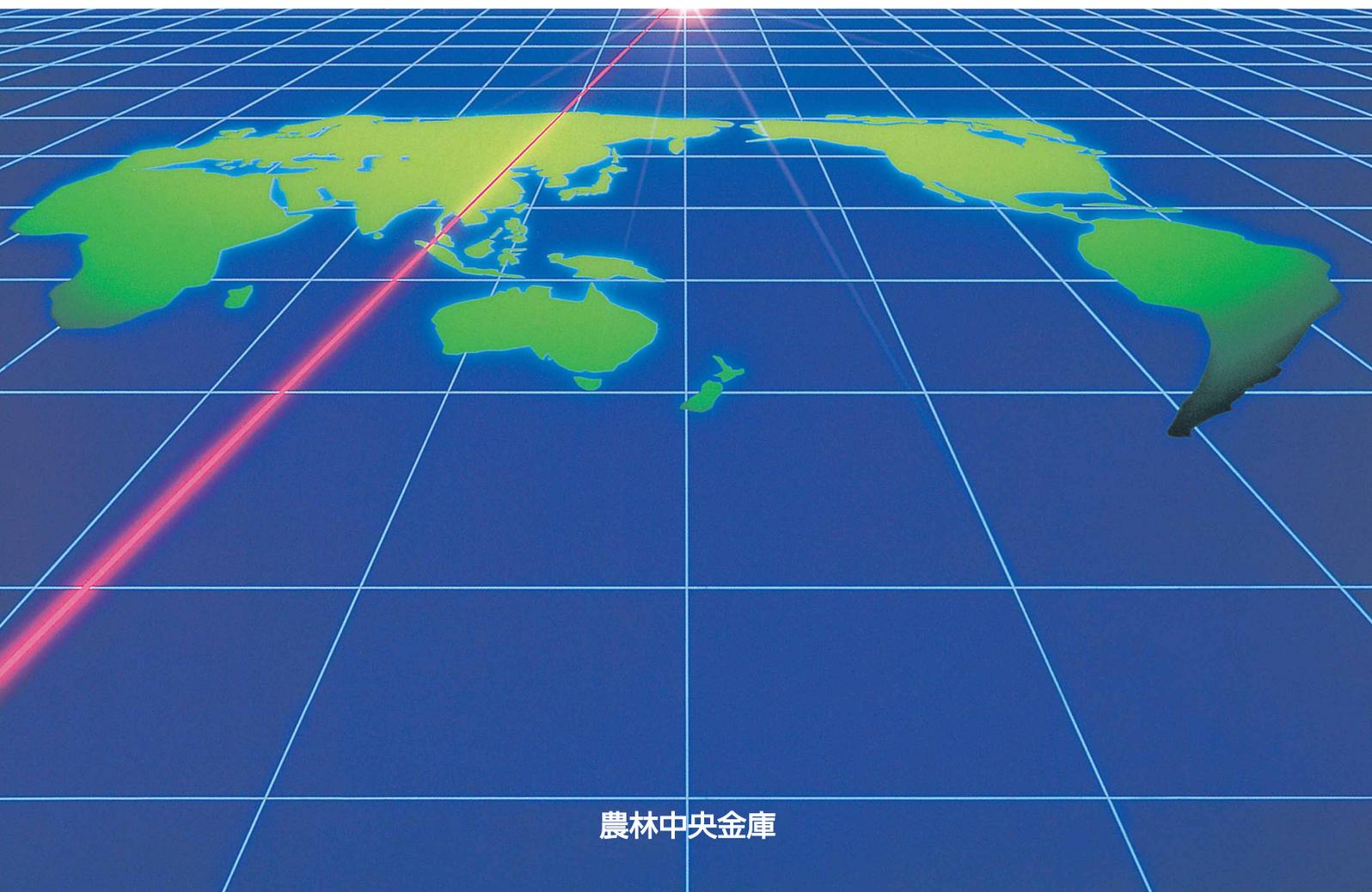
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2024 **3** MARCH

協同組合における意思反映

- 農協の意思反映システムの変化
- 林地取引の実態と森林組合に求められる役割に関する考察



森林の取引価値

本稿は、本号掲載論文の一つ「林地取引の実態と森林組合に求められる役割に関する考察」に若干関連しているに過ぎず、この場所をお借りして愚見を述べさせていただいていることを、まずお断りしておく。

今、山林売買は増えているという。「山を買う」(福崎剛)によると、コロナ禍での三密回避やソロキャンプのブームが背景にあるようだ。かつて山林は富の源泉であり、「山持ち」には金持ちを連想させる響きがある。立木の価値が高かったため、「官僚たちの夏」(城山三郎)でも、主人公の風越信吾は進学費用を工面するために屋敷森の杉の木が何本か売却されたと言っている。モデルの通産官僚は1913年生まれだそうだから戦前の話だ。

山の取引に際しては、価値は立木のみ認め、そこから搬出コストが差し引かれることが多い。今は低迷する材価と高い人件費があいまって、結局ほんのわずかな金額(あるいはマイナス)になってしまう。気軽に山が買ってしまうわけだ。

森林は生態系サービスをもたらしてくれている。水の浄化、二酸化炭素吸収・酸素供給のほか、「森は海の恋人」で山のミネラルは川を伝って我々の食する水産物の栄養にもなっている。洪水防止、種の保存(今日的には獣害という負の面もあるが)も間接的だが大きい。日本ではないがアマゾン「地球の肺」とも「生命のゆりかご」とも言われている。1997年発行の「林地・立木の評価」(小倉康彦、小倉康秀)でも、林地の価値は、その「地位」(地味。林地の肥沃度)と「地利」(搬出容易性)が規定することとなっているが、肥沃度の評価において指標植物を活用することとされ、今日のように自然資本が注目されるかなり前から、生物多様性的な観点が入っている。皆、森林に材木供給以外の公共的価値を直観しているのだ。

それが、取引となると、価格に織り込まれるのはほぼ立木のみになる。正当な対価を払わずサービスを受けているという点では、途上国から鉱物をかすめ取ってぼろ儲けしてきた強欲トレーダーたちと我々はどこか似てしまっていないか? 持続可能な方向へ頭を切り替えることが必要だ。

私も社会人人生の半分近くを金融市場で過ごしてきた手前、将来キャッシュフローを現在価値に割り引く手法に異を唱えるものではない。問題は、生態系サービスの存在自体は認めつつ、将来キャッシュフローに加算しようとせず、相変わらず山の価値の計算において材木の価値しか計算式に入っていない点。炭素吸収以外の貢献を森林吸収系のカーボンクレジットの値付けにどう反映させるのか、という話と同根だ。

さて、今月号で触れられる林地流動化。可能なかぎり、立木以外のことも考えながら行われるようになってほしいものである。地縁があり山に親しんでいる方がこれらに共感してくれる場合が多いと想像する。その意味で、地域に根付き、かつ短期的な利益のみを目標としない組織として、地域の森林組合に、林地流動化でのより大きい役割発揮を期待したい。同時に、第一次産業特化型のシンクタンクとして、我々には生態系サービスの価値にかかる研究を進展させる責務があることを自覚しておこう。

(株) 農林中金総合研究所 常務執行役員 小畑秀樹・おばた ひでき

今月のテーマ

協同組合における意思反映

今月の窓

森林の取引価値

(株)農林中金総合研究所 常務執行役員 小畑秀樹

多様な組合員、ステークホルダーの声を活かす

農協の意思反映システムの変化

斉藤由理子 — 2

林地取引の実態と森林組合に求められる役割に関する考察

多田忠義 — 24

談話室

食料・農業・農村基本法の改正に寄せて

(株)農林中金総合研究所 理事長 皆川芳嗣 — 42

統計資料 — 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農協の意思反映システムの変化

—多様な組合員、ステークホルダーの声を活かす—

特別理事研究員 齊藤由理子

〔要 旨〕

農家の高齢化・減少、組合員の多様化など環境が大きく変化するなか、多様な組合員等の意見や要望を反映するよう、農協の意思反映システムは変化している。

総代や役員を選出枠に女性枠、青壮年部枠などを設ける農協の割合は上昇し、准組合員の意思反映の仕組みを導入する農協も増加している。意思反映の仕組みを設けるだけでなく、組合員が意見・要望を出しやすくする配慮をし、その意見を実際に農協の事業等に反映させたことを広報誌等で組合員に報告することも行われている。さらに、社会的課題の解決に向けて、農協は消費者や地域住民という多様なステークホルダーとの連携にも取り組んでいる。

このように、多様な組合員やステークホルダーの意見や要望を事業や活動に反映することが農協の強みの一つである。環境の変化への柔軟で適切な対応を可能にし、農協が目標とする地域農業の振興や地域の活性化にも寄与することを期待したい。

目 次

はじめに

1 農協の意思反映システム

(1) 正組合員、集落組織中心の意思反映システム

(2) 多様な意思反映ルート

2 意思反映システムをめぐる環境変化と課題

(1) 意思反映システムをめぐる環境変化

(2) 組合員の意思反映についての農協の課題認識

3 意思反映システムの変化

(1) 総代・役員が多様化

(2) 准組合員の意思反映

(3) 集落座談会における意思反映の深化

(4) 社会的課題解決に向けたステークホルダーとの連携

(5) 小括

むすびにかえて

はじめに

協同組合は、組合員が出資し、組合員が利用するとともに、組合員が経営に参画する組織である。日本の農協も、組合員や地域住民の意見や要望を事業や経営に反映させること（以下、「意思反映システム」という）を重視してきた。

本誌で、斉藤（2003）は、農協の意思反映システムの課題として、地域住民を含めた利用者の多様化にどう対応するか、また既存の意思反映システムをどう再構築するかについて論じた。本稿は、そのうちの前者についての最近の動向として、多様な組合員およびステークホルダーからの意思反映に取り組む農協が増加していることを紹介したものである。

1 農協の意思反映システム

(1) 正組合員、集落組織中心の意思反映システム

農業協同組合法は、農業者である正組合員のみが（総会等における）1人1票の議決権と総代および役員（理事、経営管理委員等）の選挙権を有すると規定している。農協の総会および総代会は組合の意思を決定し、理事会は組合の業務の執行を決定するとともに理事の職務の執行を監督する機関である。経営管理委員会設置組合では、経営管理委員会が組合の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事および

代表理事を選任する。

総代や役員を選出・選任にあたっては、必要な場合には地区等の選出枠を設けることとなっており、その場合、ほとんどの農協が地区別の選出枠を設定している。

総代候補者の選出にあたっては、農家組合や実行組合などの名称の集落組織ごとに候補者の人数が割り振られる場合もあるが、そうでない場合には集落組織の代表者が集まって決めることが多い。役員候補者は集落組織の代表者や総代が中心になって話し合い、地区別に選出されることが多い。総代、役員を選出にあたっては、集落組織が大きな役割を担ってきた（注1）。

集落組織の構成員の多くは正組合員であり、また世帯主が世帯を代表して構成員となっていることが多いため、彼らが推薦する総代や役員候補者は、正組合員の中でも男性で比較的高齢な者が多くなる。

（注1）農協の組合員制度とガバナンスにかかる研究会（2012）によれば、同研究会が実施した「JAの意思決定機関等にかかるアンケート」調査（回収期間：2012年1月17日～2月3日、調査対象：岩手、宮城、福島を除く全国の673JA、有効回答率47.1%）では、総代や役員候補の選出過程での話し合いに「集落組織などJAの基礎組織の代表（および役員）」が参加する農協の割合は、総代候補者の場合には77.1%、役員候補者では71.0%となっている。

(2) 多様な意思反映ルート

農協法に規定されたフォーマルな意思反映ルートだけでなく、農協にはそれを補完する様々な意思反映ルートがある（注2）。

集落座談会や支店運営委員会は、農協が事業報告や事業計画について説明し、組合

員と意見交換するとともに、地域の課題、組合員組織、活動について話し合う場となっている。

作目別の生産者組織、青壮年部、女性組織などの組合員組織の意見や要望は、組織担当の職員を通じて、また役員も含めた会議等を通じて、それぞれ、関連する農協の事業、活動に反映されている。

職員の組合員宅への訪問、店舗での職員と利用者との会話、正・准組合員や地域住民向けのアンケートを通じて、個々の組合員の意見を把握することも行われている。さらに、准組合員も含めた農協事業の利用者をモニターとする、准組合員や利用者の懇談会を開催するなどにより、その意見や要望を把握する場合もある。

(注2) 詳細は、斉藤 (2003) を参照されたい。

2 意思反映システムをめぐる環境変化と課題

(1) 意思反映システムをめぐる環境変化

a 農家、正組合員の変化

まず、意思反映システムの中核にある農家、正組合員は、次のように変化している。

第1に、正組合員の農業者としての性格が大きく変化している。農林水産省「総合農協統計表」によれば、2020事業年度の正組合員戸数は346万戸であり、これは、農林水産省「農林業センサス」による、20年の「農家」175万戸と「土地持ち非農家」150万戸の合計、325万戸とほぼ一致する。

「農林業センサス」の定義によれば、「農家」は、経営耕地面積10a以上、または年間の農産物販売金額15万円以上であり、「土地持ち非農家」は、5a以上の耕地または耕作放棄地を有するが「農家」の定義からは外れるものである。したがって、正組合員世帯の半数弱は農産物を少量しか販売しなくなっているとみることができるのではないか。

第2に、農家数の減少である。これは、いくつかの意味を持っている。まず販売農家が大幅に減少していることである。自給的農家も緩やかに減少しているため、販売農家に自給的農家を加えた農家数は減少している。さらに土地持ち非農家は緩やかに増加しているが、農家にそれを足し合わせても減少している。そして、このことを一因として、正組合員世帯数は緩やかに減少していると考えられる。

第3に、農家の高齢化である。「農林業センサス」によれば、20年の農業経営体のうち個人経営体（ほぼ販売農家にあたる）の世帯員に占める65歳以上の割合は44.6%である。

b 組合員の多様化

また、組合員は多様化している。

第1は、正組合員の多様化である。一世帯複数正組合員制によって、世帯主以外の正組合員の割合が増加している。「総合農協統計表」によれば、21事業年度の一世帯当たり正組合員数は1.2人であり、また、正組合員個人に占める女性の割合は23.2%であ

る。

第2は、組合員に占める准組合員の割合の上昇である。正組合員が緩やかに減少する一方、准組合員は増加を続けている。准組合員比率は09年に50%を上回ったのち、21年度には61.2%となった。

c 集落組織の減少、機能の縮小

集落組織は、①農家を中心とした自主的な組織、②農政の実行組織、③農協の基礎組織という3つの性格を持ち、そのうち農協の基礎組織としては、意思反映、情報伝達、事業推進、協同活動の場など、様々な機能を持っている。前述のとおり、農協のフォーマルな意思反映において重要な役割を果たしている集落組織であるが、構成員の中心である農家の減少、高齢化、農業離れ等を背景に、全国的にその数は減少し、機能は縮小しており、機能の低下も懸念される（注3）。

（注3）齊藤（2022a）に詳しい。

（2）組合員の意思反映についての農協の課題認識

こうした環境の変化の下で、農協では、組合員の意思反映についてどのように認識されているのだろうか。

23年8月に実施した当研究所の「農協信用事業動向調査」（注4）（以下「動向調査」とする）では、「組合員の意思反映」に関するいくつかの質問をしている。

そのうち、「組合員（正・准含む）の意思反映について問題があるか」と質問し、当

方が用意した選択肢からの回答結果が第1図である。

「とくに問題はない」という回答は15.7%にすぎなかった。そして、最も多い回答は、「組合員が高齢化し、総代や役員を引き受けてもらいにくい」（62.1%）であり、次いで「農業との関係が薄い正組合員が増加」（41.1%）であった。

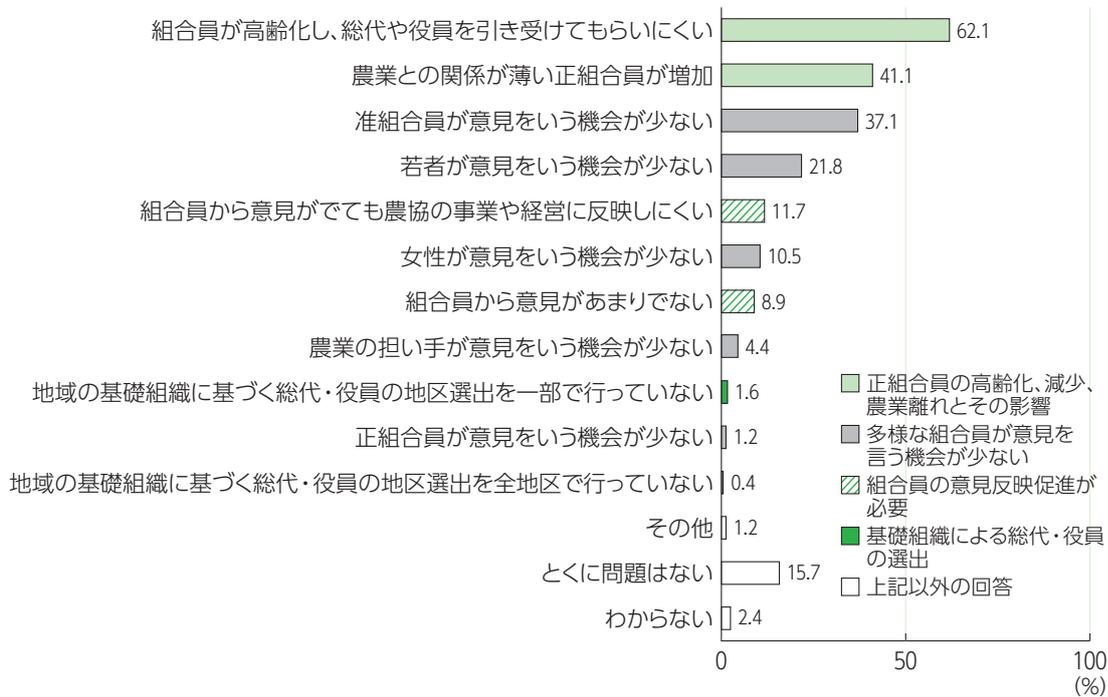
また、「正組合員が意見をいう機会が少ない」は1.2%とごく少数にとどまっている。「地域の基礎組織に基づく総代・役員選出を一部で行っていない」は1.6%、「地域の基礎組織に基づく総代・役員の選出を全地区で行っていない」は0.4%にすぎない。

一方で、「准組合員が意見をいう機会が少ない」（37.1%）、「若者が意見を言う機会が少ない」（21.8%）、「女性が意見をいう機会が少ない」（10.5%）となっている。

この結果から読み取れるのは、第1に、なお多くの農協で続けられている、農協の地域の基礎組織である集落組織をベースに総代や役員を選出することからくる問題である。その場合に集落組織の構成員は正組合員の世帯主であることが多いと思われるが、その正組合員の世帯主が高齢化し、総代や役員を引き受けてもらいにくくなっている。また農業との関係が薄くなった正組合員にとって、農協への参画の意義は低下しているのではないかと考えられる。

第2に、准組合員、若者、女性など、「正組合員の世帯主」以外の多様な組合員が意見をいう機会が少ないことが問題とされている。

第1図 組合員の意味反映についての問題(回答組合数構成比、複数回答、n=248)



資料 農林中金総合研究所「農協信用事業動向調査」(調査時点 2023年8月)
 (注) 全国287の農協に調査票配布、うち集計対象249農協。

第3に、「組合員から意見がでて農協の事業や経営に反映しにくい」(11.7%)、「組合員から意見があまりでない」(8.9%)という回答にみられるように、組合員の意見・要望を募り、事業・活動に反映するための、農協の仕組みづくりや配慮など一層の努力も必要ということであろう。

(注4) 2023年8月に実施した動向調査の調査対象は全国の287農協、集計対象は249農協。

3 意見反映システムの変化

次に、前述の農協の課題認識を踏まえ、①総代・役員が多様化、②准組合員の意見反映、③集落座談会による意見反映の深化、という意見反映システムの3つの変化と、

④社会的課題解決に向けたステークホルダーとの連携という動きについて、動向調査を中心とするアンケート調査の結果と個別農協の事例を含めて紹介する。

(1) 総代・役員が多様化

a JA全国大会決議と政策の動向

全国的な農協運動としては、かなり前から、女性、担い手の運営参画、そして、准組合員の意見反映の促進が掲げられてきた。2000年のJA全国大会では、女性、担い手のJA運営への参画の促進、准組合員の加入促進と意見反映が決議され、03年のJA全国大会決議にも「女性、担い手等のJA運営の参画促進」が掲げられた。15年のJA全国大会では「アクティブ・メンバーシップの確立」

が決議され、正・准組合員の意思反映・運営参画が進められることとなった。

総代や役員における女性の参画については、1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、同年の「食料・農業・農村基本法」で「女性の参画の促進」が明記されたことを受け、00年のJA全国大会決議では女性のJA運営参画に向け「正組合員の25%以上、総代の10%以上、合併JAにおける女性理事等2名以上」という数値目標を掲げ、19年のJA全国大会決議では、「正組合員の30%以上、総代15%以上、理事等15%以上」という目標が出されている。

b アンケートにみる全国の動向

総代の選出枠についての動向調査（23年8月実施、以下、本項では「23年調査」）の結果によれば、92.3%の農協で地区選出枠を設定している。「総代を地区を問わず全体から選出している」という農協もあるが、「総代制をとっていない」、また「わからない」という農協もあることを考えると、総代制をとっているほぼすべての農協に地区選出枠がある（第1表）。

そして、女性部枠を設けている農協は34.0%、女性枠を設けている農協は12.6%である。女性部枠と女性枠を両方設定している農協が2.8%なので、どちらか一つでも設けている農協は43.8%である。また、青壮年部枠は10.1%、生産部会枠は6.5%となっている。

12年に「農協の組合員制度とガバナンスにかかる研究会」が実施したアンケート調

**第1表 総代について各選出枠がある農協の割合
(回答組合数構成比、複数回答)**

(単位 組合、%、ポイント)

	12年調査	23年調査	増減
回答組合数	231	247	-
地区選出枠	99.6	92.3	△7.3
女性枠	13.0	34.0	21.0
女性部枠	-	12.6	-
生産部会枠	1.7	6.5	4.7
青壮年部枠	1.7	10.1	8.4
その他	0.9	5.7	4.8
わからない	-	3.2	-

資料 23年調査は第1図に同じ。12年調査は、農協の組合員制度とガバナンスにかかる研究会「JAの意思決定機関にかかるアンケート」、同研究会「組合員の多様化とJAのガバナンス」所収
(注) 12年調査は、2012年1～2月に調査票回収。673JAに調査票を配布、有効回答数313。

査（以下、12年調査、(注5)）では、女性枠で13.0%、青壮年部枠は1.7%、生産部会枠は1.7%なので、12年調査に比べ、23年調査では、その割合は、21.0ポイント（女性部枠と女性枠のどちらかを設けている農協と比較すると30.8ポイント）、8.4ポイント、4.7ポイント、それぞれ上昇している。なお、地区選出枠を設ける農協の割合については12年調査が99.6%で、23年調査より7.3ポイント高いのは、総代制をとっている農協にのみ質問していることと、23年調査で設けた「わからない」という選択肢がなかったためと考えられる。

地区選出枠以外の、女性枠、青壮年部枠、生産部会枠を設ける農協の割合がそれぞれ上昇していることから、総代の多様化が進められているということができよう。

役員においても多様化がみられる。第2表のとおり、23年調査において、地区選出枠は95.2%、女性枠57.3%、女性部枠29.8%、生産部会枠5.2%。青壮年部枠22.6%となっ

ており、12年調査に比べ、女性枠および青壮年部枠を設ける農協の割合は上昇している。なお、生産部会枠は低下している。

23年調査の総代の選挙枠と役員選挙枠を比較すると、女性枠、女性部枠、青壮年部枠を設ける農協の割合は、役員が総代を

**第2表 理事・経営管理委員について各選出枠がある農協の割合
(回答組合数構成比、複数回答)**

(単位 組合、%、ポイント)

	12年調査	23年調査	増減
回答組合数	298	248	-
地区選出枠	100.0	95.2	△4.8
女性枠	49.0	57.3	8.3
女性部枠	-	29.8	-
生産部会枠	7.7	5.2	△2.5
青壮年部枠	10.7	22.6	11.8
農業法人枠	-	0.4	-
准組合員枠	-	2.0	-
学識経験者枠	73.2	-	-
その他	9.4	7.3	△2.1
わからない	-	2.4	-

資料 第1表と同じ

(注) 農中総研調査では理事・経営管理委員の選出枠について、常勤理事を含めていない。一方、JC総研調査では常勤理事を含め、また、学識経験者枠を設定しているが、他の枠の有無について比較することに問題はないと考えられる。

上回っており、役員の場合には、准組合員枠や農業法人枠も設けられている。

次項で紹介するJAみなみ筑後は、女性や担い手等の農協への運営参画に積極的に取り組んできた。

(注5) 農協の組合員制度とガバナンスにかかる研究会(2012)による。

c JAみなみ筑後における総代、役員 の多様化

JAみなみ筑後(以下、本項では「JA」)は福岡県南部のみやま市と大牟田市を事業地域とし、なすなどの園芸が盛んな地域にある。22年度末の組合員数は11千(うち正組合員5千、准組合員7千)、職員数(常雇含む)は234人である。

JAによる総代、役員多様化の取組みを第3表にまとめている。

まず、03年のJA全国大会およびJA福岡県大会の決議「女性、担い手等のJA運営への参加促進」を受け、JAでは、04年度から、総代の選出基準の改定について検討を開始

第3表 JAみなみ筑後の総代選出枠と役員選出枠の見直し

04年度	農協合併後初めて地区別総代定数について見直し、8月の新総代から適用 総代選出基準の改定について検討開始
05	理事会の諮問機関として「総代選出基準検討委員会」(農事組合長4人、作物連絡協議会2人、青年部1人、女性部1人、農協理事4人)を設立、協議
07	総代に組織枠(青年部・女性部・部会)を導入
18	総代に農事組合法人枠を導入(1農事組合法人から総代1人を選出)
21	地区別組織別の総代定数を規定。総代定数の削減(520→500) 女性総代枠を57人から80人に拡大。従来の女性部枠(57人)をそのままに、新たに23人を部会女性枠(10)と農事組合女性枠(13)とした。総代選挙の結果、女性総代は80人という定員を上回る86人となった 役員定数の見直し(理事定数の変更(25→20)、女性理事数の変更(女性部枠2人から各地区1人ずつ計4人の女性枠)と役員定年制導入を理事会で承認)
23	総代会で女性理事4人選出

資料 農林水産省九州農政局福岡県拠点「JA役員への女性登用拡大に向けた新たな取組・工夫～CASE1 JAみなみ筑後の取組～」、JAみなみ筑後資料

し、07年度に総代の選出枠について、従来の地区選出枠に加え、青年部、女性部、部会（生産者組織にあたる、品目別部会ごとに総代定数を設定）という組織枠を導入した。この変更は、理事会の諮問機関として設立された「総代選出基準検討委員会」で協議、決定した「総代選出基準」によっており、理事会の協議事項である。なお、地区ごとの総代数は「定款附属書総代選挙規定」に決められており、これは総代会の付議事項であり、行政の認可も必要である。

園芸の盛んな地域であることもあり、正組合員の農事組合への加入率が6割程度にとどまっているため、広く正組合員の意見を集め、運営に反映するために、部会や農事組合法人などの組織からも総代を選出することは説得力を持ったと考えられる。

総代数は地区ごとに決められ、地区内の支店単位で候補者は選出されている。07年度の見直し前は、支店長が農事組合ごとの配分を作り、支店の農事組合長会議で各農事組合におろし、農事組合で協議していた。見直し後は、正組合員15人に1人の割合で総代が支店ごとに割り振られ、それを支店で農事組合に割り振り、農事組合で協議する。また、青年部枠、女性部枠、部会枠については、それぞれの定数を割り振り、各組織で協議して、総代候補者を選出することとなった。

JAでは集落営農組織（米麦大豆を生産）の法人化を進め、17年度にはすべての集落営農組織が法人となったため、18年度の総代の選出にあたっては農事組合法人枠を導

入、各農事組合法人から総代1人を出すこととした。

次に、20年度からは、JA福岡中央会による女性のJA運営参画数値目標（正組合員30%以上、総代15%以上、理事15%以上）の達成を目指し、まず、総代の女性割合引上げの検討を開始した。農事組合の会員数の減少と農事組合の解散によって総代の選出が難しくなっているため、総代定数を520人から500人に削減したうえで、女性の総代割合16%を目指し、女性総代枠を57人から80人に拡大した。80人のうち、それまでの女性部枠57人はそのまま、それ以外の23人について、農事組合枠13人、部会女性部枠10人を新たに設定した。21年の総代選挙の結果、女性総代は86人となり、総代全体の17.2%となった（第4表）。

さらに、21年8月からは、理事の女性割合引上げを目指し、常勤理事会等において、理事数の削減と女性理事の増加を含む、「理

第4表 JAみなみ筑後の21年度の総代定数と当選後総代数

(単位 人、%)

	定数	当選後総代数	
		人数	構成比
農事組合	314	314	62.8
うち女性	13	19	3.8
青年部	12	12	2.4
女性部	57	57	11.4
農事組合法人	29	29	5.8
部会	88	88	17.6
うち女性	10	10	2.0
総代合計	500	500	100.0
うち女性	80	86	17.2

資料 JAみなみ筑後資料
 (注) 部会は生産者組織であり、いちご部会など部会ごとに総代およびうち女性の定数がある。

事定数見直しおよび役員定年制導入」の協議を開始した。

1995年の合併後、正組合員が40%減少する一方、理事定数がほぼ変わっていないことから、近隣の久留米地区の平均値に近づけることとして、理事数の25人から20人への削減を、21年12月の理事会に付議し、承認された。

女性理事枠の見直しについては、女性部枠をそれまでの2人から3人へと増員することが事務局案だったが、男性理事からの各地区1人ずつ（計4人）の女性枠をという意見があり、女性部枠がなくなることにも女性部からの理解が得られたため、女性理事枠は2人増員の4人となり、22年度の総代会で女性理事4人が選任された。候補者は地区から選出されたが、結果的に理事4人のうち3人は女性部、1人は部会女性部に所属している。

07年に総代の女性部枠ができて以降、女性の総代は毎年総代会で発言している。23年6月の総代会でも女性の総代2人が発言した。「准組合員の数が正組合員と逆転している。准組合員にも広報誌やチラシを配り、広報誌は准組合員にもわかる内容にしてほしい。JAの良さを多くの人にアピールし、JAを利用してもらえるようにしたい」「正組合員の30%を女性にという目標はなかなか難しい。部会や他の組織にも目標達成のために協力してもらい、よりよいJAみなみ筑後を作りたい」と提案した。

また、23年2月には、女性総代40人と組合長、専務が出席して、総代の役割、協同

組合、女性の運営参画についての研修が、福岡中央会の職員を講師に行われた。（注6）

この総代、役員が多様化への取り組みで注目されるのは、次の3点である。

第1は、総代、役員を選出枠の変更については、JA管内および近隣JAの状況を把握したうえで制度設計を行い、総代や役員の賛同を得たことである。第2は、女性の総代や理事の運営参画に際して、JAから研修等の配慮が行われていることである。第3は、女性の総代が総代会で毎回発言するなど積極的に運営に参画していることである。すなわち、JAが多様化のための仕組みを作り、運営参画の円滑化のために配慮をし、それが積極的な運営参画につながっている。そして、積極的な参画の効果が認められて、さらなる女性枠の拡大にもつながったと考えられる。

（注6）JAみなみ筑後の女性総代の積極的な運営参画については、齊藤（2023b）を参照されたい。

（2） 准組合員の意味反映

a JA全国大会決議と政策の動向

近年、JA全国大会決議にみられる全国的な農協運動としても、また政府からの要請としても、准組合員の意味反映が推進されている。

19年10月のJA全国大会決議は、「准組合員の『意味反映』『運営参画』の強化」として「JAは、准組合員の意味反映・運営参画の着実な実践をはかるため、准組合員の意味反映・運営参画の機会や仕組みの構築にかかる方針（准組合員運営参画方針）を策

定し、准組合員の意思反映・運営参画のステップアップモデルの具体化、実践に取り組めます。」とした。さらに、21年9月のJA全国大会決議は、「JAは、准組合員の意思反映に関する取組方針を策定し、(中略)意思のある准組合員を対象として、モニター制度等の准組合員固有の組織による意思反映に取り組めます。あわせて、既存の組合員組織への加入等を通じて、組織的な意思反映の機会を提供し、『正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員』である准組合員によるJAへの意思反映・運営参画を推進します。」とした。

また、20年7月の「規制改革推進に関する答申」は「准組合員の意思を経営にいかん反映するか検討される必要がある」とし、改正農協法の施行5年後の農協改革見直しにあたる21年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」は、「農協は、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針」を策定、「組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する」とした。農林水産省「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」においても「准組合員の意思反映及び事業利用についての方針を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定し、実践する。」とされている。

b アンケートにみる全国の動向

こうした動きも反映して、准組合員の意思反映は進展している。

動向調査によれば、20年度以降に准組合

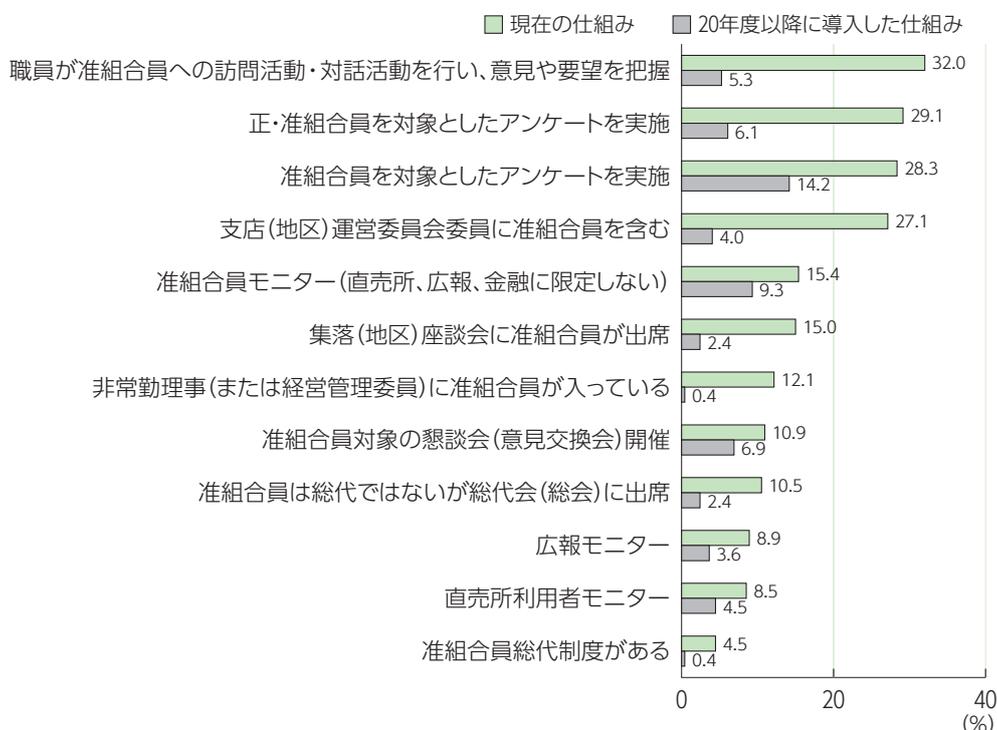
員の意思反映について新たな仕組み（23年度実施予定を含む）を導入した農協は全体の45.5%である。

新たに導入した仕組みとして最も多いのが「准組合員対象のアンケート」（14.2%）、次いで、「准組合員モニター」（9.3%）、「准組合員対象の懇談会」（意見交換会）（6.9%）である（第2図）。

19年以前からの取組みも含め、調査時点（23年8月）において、多くの農協で准組合員の意思反映について様々な仕組みが作られている。最も多いのは、「職員が准組合員への訪問活動・対話活動で意見や要望把握」（32.0%）であり、次いで、「正・准組合員対象のアンケート」（29.1%）、「准組合員対象のアンケート」（28.3%）、「支店（地区）運営委員会に准組合員を含む」（27.1%）で、それぞれ4分の1以上の農協が実施している。モニター制度のある農協も多く、「准組合員モニター（直売所等限定せず）」（15.4%）のほか、「広報モニター」（8.9%）、「直売所利用者モニター」（8.5%）もある。准組合員が会議に参加するという仕組みもあり、「集落座談会に准組合員が出席」（15.0%）、「非常勤理事（または経営管理委員）に准組合員がいる」（12.1%）、「准組合員対象の懇談会（意見交換会）開催」（10.9%）、「准組合員が総代会（総会）に出席する」（10.5%）となっている。

また、准組合員が意見や要望を出しやすくするために、農協は様々な配慮をしている。最も多いのが、「准組合員の農協への理解を深める」（46.4%）、次いで、「准組合

第2図 准組合員の意味反映の現在の仕組みと、そのうち20年度以降に導入した仕組み
(回答組合数構成比、複数回答、n=247)



資料 第1図に同じ
(注) 主な項目のみ表示。

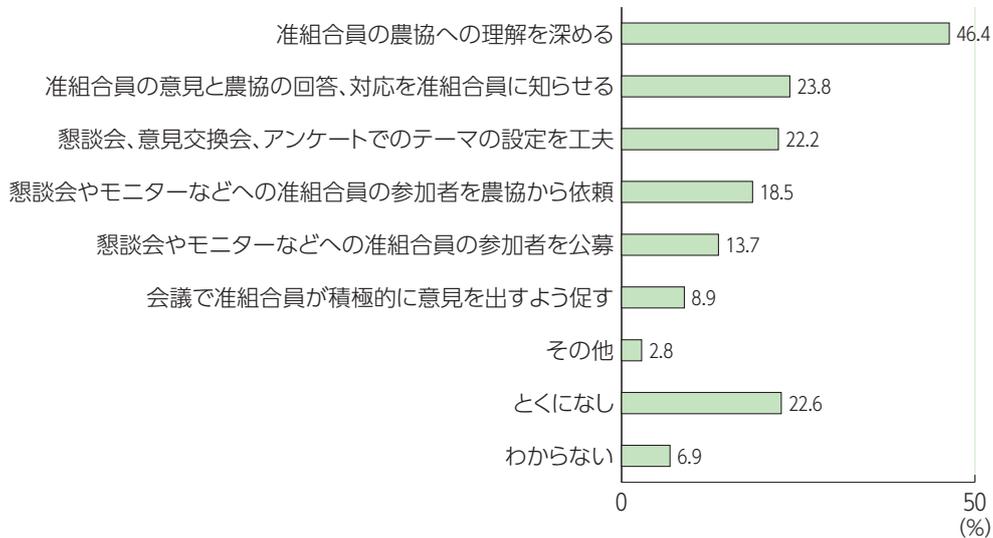
員の意見と農協の回答、対応を准組合員に知らせる」(23.8%)、「懇談会、意見交換会、アンケートでのテーマの設定を工夫」(22.2%)となっている(第3図)。

そして、把握した准組合員からの意見・要望は何に関するものか。最も多いのは、「信用事業」(48.4%)、次いで「直売所」「共済事業」「農協のイベント(農業体験を含む)」「支店」「地域の農業」「地域の活性化」「農産物」である。組合員が主に利用するJA事業への意見・要望が多いが、「地域の農業」や「農産物」など農業に関するものや「地域の活性化」「高齢者対応」「環境問題」「子育て支援」という地域に関する意見・要望もある(第4図)。

また、准組合員の意見や要望を、実際に農協の事業や活動等に反映した主な事例を第5表に整理した。准組合員が利用する信用事業、直売所、支店にとどまらず、農業や地域課題への対応にも准組合員の意見・要望は反映されている。

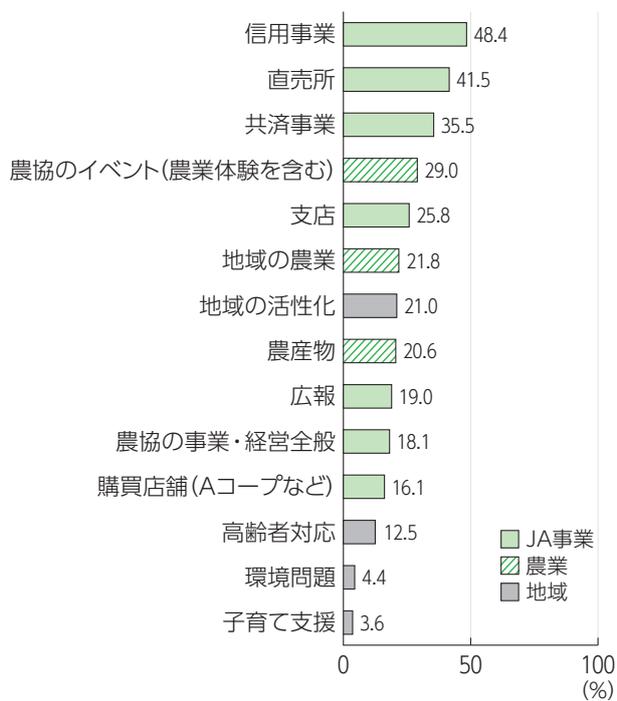
直売所への「農家の主婦のオリジナルレシピの配置」や「AEDの設置」、支店や購買店舗のない地域での「移動販売車の増車や運行ルート拡大」、「本支店での農産物販売」、広報については「SNSなどでの発信」など、ニーズに応じたきめ細かな対応がなされている。また、「新たな特産農産物の開発」「地産地消のお菓子の製造・販売」「学校給食への野菜提供」「初心者向けの農

第3図 准組合員が意見や要望を出しやすくするために、配慮していること
(回答組合数構成比、複数回答、n=248)



資料 第1図に同じ

第4図 准組合員からの意見・要望は何に関するものか
(回答組合数構成比、複数回答、n=248)



資料 第1図に同じ
(注) 主な項目のみ表示。

た企画」「緊急時用の防災品備蓄」「動く防犯カメラとして、渉外担当者バイクにドライブレコーダーを取り付け予定」という地域の安全に寄与する取組みもある。これらの実践は、准組合員のみならず、正組合員や地域住民にとっても農協の魅力を高めるものと考えられる。

次項に紹介するJA北河内は、准組合員モニター制度によって、年5～6回の准組合員ミーティングを通じて、准組合員の意見・要望を把握し、様々な事業に反映している。

c JA北河内の准組合員モニター制度

JA北河内（以下、本項では「JA」）は、大阪府の北東部に位置し、枚方市、交野市、寝屋川市、門真市、守口市を事業地域とする。組合員数4万人のうち准組合員3万5千人で、准組合員が組合員の8割以上を占めている。

業講習」など、直接、農業振興に結び付く要望にも応えている。「認知症をテーマにし

第5表 准組合員の意見・要望を農協の事業、経営、活動に反映した事例

信用事業	組合員限定金利上乘せ定期貯金キャンペーン 子育て応援金利上乘せ定期貯金・定期積金 ATM窓口での現金封筒の設置再開 住宅ローン借入者対象にチーズ作り 資産形成セミナー 窓口ナビゲーションシステム 相続相談予約窓口の設置 年金宅配サービス 移動店舗でキャッシュアウトサービス	イベント	SDGsに身の回りから簡単に取り組める活動を企画 認知症をテーマにした企画実施 各地でスマホ教室を開催 農業祭りの内容をアンケートを参考に決定
		農業体験	小学校での食農授業 親子食農体験 貸農園に栽培講習がセットとなった体験型農業 家庭菜園教室
直売所	品ぞろえの充実 農家の主婦のオリジナルレシピ、野菜料理のレシピを置く 毎月12日と22日に地元農産物の情報発信のイベント開催 AEDの設置	地域農業	地域米のブランド確立を図る 新たな特産農産物の開発 小麦・大豆の生産拡大と収量・品質の高位安定を計画 地産地消のお菓子の要望があり、カステラを製造・販売 初心者向けの農業講習(座学、実習)
対応等の 統合	支店・ 購買店舗 移動販売車の増車・運行ルートの拡大 本店・支店での農産物販売 購買店舗のない地区での園芸市の開催 インターネット販売の導入	農産物	管内特産物が流通していないという声を受け、地元の米を注文を受けてからJA施設で精米、即日直売所で販売 学校給食への野菜提供
広報	SNSで農業と食に関するJAの取組みや生産現場の様子発信 イベントやキャンペーンをホームページやLINE等で告知 准組合員向け広報誌に金融情報やキャンペーン情報掲載	課題領域	緊急時用の防災品備蓄 動く防犯カメラとして、渉外担当者バイクにドライブレコーダーを取り付け予定

資料 第1図に同じ

(注) 各農協一つだけ回答。筆者が、そのうちの主な事例を第4図の選択肢を中心に分類。

経営層の准組合員の参画についての意識が高く、またJA全中の主催するセミナーで先進事例の発表があったことが契機となって、准組合員モニター制度を設置した。18年2月から毎年、30人程度の准組合員モニターを募集し、モニターが参加する准組合員ミーティングを平日の午前中2時間、年5～6回開催している。23年度が5期目となる。

准組合員モニターの条件は准組合員および准組合員の家族で、任期は1年間。モニター募集ちらしの広報誌への折り込みやJA店頭での配布、ポスターの掲示等で准組合員モニターを募集し、応募が多かった場合には抽選となる。23年度のモニターは男女半々で、男性は自営業者で4代もいるが、ほとんどが企業を定年退職した60代以上、

女性はほとんどが主婦で、40代から80代まで様々な年代である。

准組合員モニター制度は、JAを利用する准組合員との継続的なコミュニケーションによる意見聴取・意見交換を通じて、事業の改善・新サービス・新商品の提供に資することを目的としている。JAの各部署が准組合員に聞きたいことを各回のミーティングのテーマとする。2時間のミーティングのうち、最初の30分でテーマの内容と何を聞きたいかを、その回のテーマを設定したJAの担当部署から准組合員に説明する。その後1時間から1時間15分で、グループ討議を行う。1グループの准組合員は5人までとし、准組合員の中で発表者と書記を選んでもらい、話し始めれば、意見はでてくるといふ。各グループには担当部署の職員

が1人、司会として入り、あまり意見を言わない人に「どうですか」と声をかけ、時間になったら「まとめてください」と促す。最後の15分で各グループの発表者が討議の結果を発表する。

ミーティング後には、准組合員モニター制度の事務局である総合企画部総合企画課が、書記が作成した記録も含めて、准組合員の意見を役員、組合長まで報告する。また、テーマの担当部署は准組合員からの意見を今後の施策に盛り込めるかを検討する。1年間の准組合員ミーティングがすべて終了したところで、意見・要望への対応として担当部署がすでに実施したことや今後の予定などについて、総合企画課がとりまとめて、理事会にかけ、さらに支店長会議でも報告する。その後、広報誌「JAきたかわち」の准組合員モニター特集で、准組合員からの意見・要望とそれに対するJAの回答や対応を報告する。JAの対応に時間がかかる要望もあるため、「JAきたかわち」の「変わる！JA～組合員の声をカタチに～」のコーナーで、要望に対するJAの対応の進捗状況を報告している。(注7)

このように、モニターの募集、ミーティングの実施、意見・要望へのJAの対応と広報誌での報告に至るまで、JAは、准組合員が意見を出しやすくするきめ細やかな配慮を行っており、その結果、これまでに様々な意見・要望を得ることができている。

准組合員の声を事業等に反映した事例は数多い。例えば、広報誌についての、「字が小さい」「写真をもっと多く」「組合員の投

稿コーナーが見にくい」などの意見を取り入れて、広報誌をリニューアルした。また、「農協の活動はSDGsと密接に関係しているので、その取組みに期待したい」という意見を受け、中期経営計画でSDGsに取り組むこととした。営農センター内の育苗施設を稲の育苗時期しか使用していなかったが、准組合員から「固定資産税を考え活用すべき」という意見があり、野菜苗の栽培に本格的に取り組むようになった。

事務局を務める総合企画部は、「組合員の意見を聞くことが、農協の事業の源」と認識して、准組合員モニター制度について、「これまでなかった准組合員の意見の正式な取りまとめのルートを制度として作ったもの」であり、「JAが変わろうとするきっかけにもなる」と考えている。

(注7) JA北河内(2023a)(2023b)(2023c)を参照されたい。

(3) 集落座談会における意思反映の 深化

a アンケートにみる全国の動向

集落座談会は、実行組合等の集落組織を中心に、農協の組合員と農協の役職員が、地区会館等で意見交換をする会議である。農協の事業計画や事業報告、水田農業に関することなどをテーマに行われる。支店や地区の単位で開かれることもある。

支店運営委員会は、農協の支店単位で、そのエリアの集落組織、女性部、青年部などの組合員組織の代表や准組合員、地区選出理事などが支店運営委員となり、農協の支店職員(本店役職員が参加することも)

と意見交換をする会議である。農協全体の動向についての報告や意見交換もあるが、支店運営や地域での組合員組織等の活動について話し合うことも多い。支店運営委員会を中心に、組合員、農協職員、地域住民が協同活動（支店協同活動）を行うこともある。支店運営委員会は地区の単位で開かれることもある。

23年の動向調査によれば、集落（地区、支店）座談会は、過疎地域や農村を中心に75.7%の農協で行われ、支店（地区）運営委員会は中核都市や都市的農村などの大規模な農協を中心に66.8%の農協で行われている。

これらは、農協の組合員が直接、役職員に意見を伝えられる場である。ここで出た組合員の意見・要望についての農協の対応について、23年と02年の動向調査の結果をまとめたのが、第6表である。まず、集落座談会については、23年には座談会での組合員の意見・要望について「記録の作成」「関係部署や担当に伝える」「役員に報告」

「組合長に報告」を9割の農協が行っており、農協内での情報共有が行われていることがわかる。「意見・要望を広報誌等で組合員に報告」「要望等への回答や組合の対応を広報誌等組合員に報告」という回答もそれぞれ6割ある。「記録の作成」以外のすべての項目で、02年の動向調査に比べて、23年には回答割合が上昇しており、集落組織を通じた意思反映が深化しているといえるだろう。

また、支店運営委員会においても「記録の作成」「関係部署や担当に伝える」「役員に報告」「組合長に報告」を行う農協は9割にのぼる。支店など地域が限定されているテーマでの意見交換が中心となっていると思われるが、意見や要望への回答や組合の対応を広報誌などで組合員全体に伝える組合も3割あることは注目される。意思反映に関して、役職員、組合員全体での情報共有を重視していることがうかがえる。

次項で紹介するJAはだのは、集落座談会を准組合員も含めた組合員のJAへの意思反

第6表 集落(地区、支店)座談会と支店(地区)運営委員会での組合員からの意見・要望と農協の対応の報告方法(回答組合数構成比)

(単位 組合、%、ポイント)

	調査時点	回答農協数	記録の作成	関係部署や担当に伝える	役員に報告	組合長に報告	広報誌等で組合員に報告(*)	意見・要望を組合員に報告(**)	や貴組合の対応	要望等への回答	行っていない
集落座談会	23年8月	187	92.0	94.7	94.7	91.4	62.6	62.6			0.5
	02年11月	281	92.5	90.4	74.7	82.9	49.5	53.0			1.4
	増減		△0.5	4.3	20.0	8.5	13.1	9.6			△0.9
支店運営委員会	23年8月	165	91.5	89.7	89.1	86.1	27.9	27.3			1.2

資料 23年8月調査、02年11月調査ともに農林中金総合研究所「農協信用事業動向調査」

(注) 1 02年11月調査は、斉藤(2003)で紹介。

2 02年11月調査では、(*)は「広報誌で紹介」、(**)は「要望等を実行した結果を組合員等に報告」。

映の機会として重視し、広報誌による事前の情報提供などで、組合員が意見を出しやすいよう配慮している。

b JAはだのの集落座談会

神奈川県JAはだの（以下、本項では「JA」）は神奈川県秦野市を事業区域とし、新宿から私鉄で1時間程度の距離にある大都市近郊の農協であり、23年2月末の正組合員は3千、准組合員1万千、准組合員比率は81%である。JAは、准組合員も構成員とする集落組織である、生産組合を重視して数々の支援策を行い、1966年の合併後122であった生産組合数は22年度末も120とほぼ横ばいで推移している（注8）。

JAの集落座談会は春と秋に最寄りの自治会館などで行われ、23年春の集落座談会は81会場で開催された。生産組合長は会場の予約、組合員への参加の声かけ、司会を担当する。JAは集落座談会を、准組合員も含めた組合員がJAへの意思反映をする機会として大切にしている。

注目されるのは、集落座談会開催の前に、組合員全員に配布している機関紙「JAはだの」の座談会特集号で、座談会のテーマ（例えば、23年春の座談会では22年度の事業方向、23年度の事業計画、第4次地域農業振興計画、金融店舗再編）についてわかりやすく説明し、それとともに組合員に座談会への参加と、テーマに限らず、日ごろ思っていることや意見・要望を出すことを呼び掛けていることである。また、座談会の開催後には、座談会で出されたすべての意見・

要望とそれに対するJAの回答と対応が、支店・支所の閲覧用冊子でみることができ、機関紙「JAはだの」の座談会報告号には、同様の意見・要望等がまとめて掲載される（注9）。

JAは事前に集落座談会のテーマを説明して、組合員が意見を出やすくする工夫を行い、またその意見とJAの対応を組合員に報告することで、組合員の意見がJAに尊重され、JAの運営に反映していることを伝えている。

（注8）JAはだのの生産組合への支援については、
齊藤（2023a）を参照されたい。

（注9）秦野市農業協同組合（2023a）（2023b）

(4) 社会的課題解決に向けたステークホルダーとの連携

環境問題、気候変動、少子・高齢化、過疎化などの社会的課題は、農協と組合員にも深く関係しているが、地域社会の様々な人や組織の課題でもある。このような社会的課題に農協はどのように取り組むべきだろうか。

以下に紹介するのは、有機農産物の生産拡大と中山間地域の活性化という社会的課題の解決に向けて、多様なステークホルダーと連携する農協の姿である。

有機農業は、政府の「みどりの食料システム戦略」では50年にその取組面積を耕地面積の25%まで拡大することが明記されているが、有機農業の拡大には生産者側の取組みだけでなく、需要側である消費者や行政の理解と支持が不可欠である。次に紹介するJAぎふでは、消費者を中心とした

「食と農の連携推進フォーラム」を設立し、消費者が農産物を見極める知識と意思を身に着け、農産物についての独自の価値基準を策定することを予定している。

また、中山間地域においては、高齢化と人口減少が続き、集落機能が低下している。その維持・活性化は農家だけでなく、地域の誰もが関わる課題である。集落における生活のインフラと農業のインフラがともに維持されていなければ、生活が難しく、農業も維持できない。農家、農協だけの力ではなく、地域住民、行政などとの連携が必要であろう。JAグリーン近江では、中山間地域である桜谷地域において、地域住民が主体となり、それを行政、農協が支援して地域の活性化に取り組む、農村RMO（農村型地域運営組織）の設立を提案した。

a JAぎふの「食と農の連携推進フォーラム」

JAぎふ（以下、本項では「JA」）は岐阜県の県庁所在地岐阜市などの6市3町を事業地域とし、23年3月末現在の組合員数9万8千、うち正組合員3万9千、准組合員5万8千の大規模な農協である。

JAの第5次中期経営計画（22～24年度）は、10年後のめざす方向性として「活力ある農業」を掲げ、その中で「地消地産やオーガニックに対する消費者の理解を高め、生産者がスマート農業などの農業DXを活用し、労働の効率化を図ることで有機農業への転換を支援します。」としている。

22年12月に、JAは一般の消費者を主なメ

ンバーとする「食と農の連携推進フォーラム」（以下、「フォーラム」とする）を設立した。「食と農の連携推進フォーラム基本計画」によれば、フォーラムの設立目的は、「ひと・環境・地域にやさしい農業を考える」である。消費者は見栄えが良く、また安価な農産物を選ぶ傾向があるが、フォーラムでは、消費者に必要とされる農産物を見極める知識と意思を身に付けてもらい、自ら選択できる消費者を拡大する。そのうえで、農産物に関する独自の価値基準の策定を予定する。消費者が求める農産物を農家が栽培するという、JAがめざす「地消地産」に向けた一歩となることが期待されている。

フォーラムのメンバーは24年1月現在23人である。うち一般の消費者は16人で、20代から50代の主婦である。JAが開催したセミナーの参加者でJAから声をかけた人たちが中心となっており、これまで食や農に関する活動をしたことがない人がほとんどである。また、料理講師、管理栄養士、調理師、有機野菜の流通卸・販売・料理店経営者、生協役員など、農業や食の関係者も含まれる。事務局はJAの相談部生活ふれあい課である。

フォーラムでは、22年11月に「有機と食について」の講演、23年2月に有機麹造りと有機味噌仕込み、5月にJAS認定農園の見学・収穫体験会、9月に有機野菜と慣行野菜の食べ比べ、12月には有機無農薬栽培の農園の見学と勉強会を実施した。

セミナー等に参加して、フォーラムメン

バーは次のようにアンケートに記入している。「有機野菜のほうが旨味、甘味が感じられました」「土づくりが大切であるということがわかりました。そのためどうしても値段が高くなってしまいますが、家族のために少しでもよいものを選んで食べたいと思っています。」「害虫がよらない野菜を作るには、微生物たっぷりの良い土で育てること。また、農薬を使わないことが、害虫の天敵を育てること・・・有機栽培＝農薬を使わないだけではなくてとても奥が深いなあと感じました。主婦なので、野菜の価格にはシビアですが・・・これを知ったらお値段以上の価値ある野菜だと思います。」

続いて、「化学農薬（殺虫剤）、化学肥料」「日本と世界の比較、農業を取り巻く環境」についての研修が予定され、そのうえで、消費者が求める栽培基準の考え方を整理する予定である。

その後も、食に関連して、「食品添加物」「水・麴・ミネラル・調味料」「農と福祉」「離乳食、介護食」「JAぎふの取り組み」をテーマとした研修が予定されている。

消費者の求める栽培基準を整理し、生産者に示したうえで、JAぎふとしての基準とすることが予定されている。また、地域の関係団体や岐阜市、岐阜県などと連携して、地域の基準となることが望ましいと考えられている。

JAは生産側の取組みも進めている。一例をあげれば、22年3月に、有機農業に特化した「有機農業実践園芸塾」を立ち上げた。

JAの特例子会社はっぴいまるけと連携して農福連携を進めつつ、有機栽培技術の確立と、有機JAS認証の取得を目指す農家の育成を目的としている。

b JAグリーン近江と桜谷地域農村RMO

JAグリーン近江（以下、本項では「JA」）は、滋賀県の東近江市など2市2町を事業地域とする。24年1月末現在の組合員合計2万4千、正組合員8千、准組合員1万6千の大型農協である。

23年9月に、桜谷地域農村RMOが、滋賀県蒲生郡日野町の一つの小学校区でもある、旧東桜谷村（10集落）と旧西桜谷村（5集落）を対象地域として設立された。中山間地域で傾斜地が多く、また粘土質の農地が多いため、品質の高い米は作れるが、野菜の栽培は難しく、農業用機械が沈むこともあるという、条件不利地域である。若年層の流出が進み高齢化率（65歳以上）は43.8%と高く、水利施設の整備が難しくなっている。バスは1日に3便、生鮮食品を販売する店舗は1店舗にとどまっている。

農村RMO設立の契機となったのは、JAの店舗再編計画に基づく日野北支店の廃止であった。金融や共済の取扱量をもとにこの支店を閉鎖することとしたが、地域の組合員からは、①進め方が一方的すぎる、話し合いがあってしかるべき、②なぜ日野北支店だけが閉鎖となるのか、③JAを頼りに将来のあり方を検討したい、④この地域の農業振興、持続可能な農業生産について支店を拠点に取り組んでいけないか、⑤現存施

設の有効活用で農業施設の存続と組合員の利便性確保を望む、などの意見がでた。

支店閉鎖が決定したのち、地元JA総代やその有志とJA役員との意見交換の場を複数回設け、意見交換をした。JAの役員は、高齢化、農業後継者の不在、耕作放棄地の増加、獣害、若者の転出、集落機能の低下等この地域の抱える問題を聞き、JAの支店があれば解決できる状況ではないと認識し、JAだけでなく、地域だけでもなく、行政も一緒になって取り組む、農村RMOを提案することとした。「JAが何もかもひっばっていくということでは長続きしない。農村RMOによって、地域が主体的に考えて行動してほしい」と副組合長から提案した。なお、JAの移動店舗車は巡回することとなった。

22年3月の日野北支店閉鎖後、地域住民の有志10人により桜谷地域農村RMO設立準備会が発足し、地域の問題点を①農用地保全、②地域資源活用、③生活支援の3項目に分けて話し合った。行政（滋賀県、日野町）からは、伴走支援としてコンサルタントが派遣され、話合いのファシリテーターを務めた。推進協議会の発足までの期間、JAは旧日野北支店の無償貸与、拠点施設使用にかかる水道光熱費・電話等の経費支援、人材投入支援（この地域の住民で、県の農業改良普及員ののちJAの嘱託であった者が、設立準備会のメンバーとしてビジョンづくりに参加、JAは事務委託料を負担）などの支援を行った。あわせて、推進協議会立ち上げに向け、JAとして相談支援活動も

伴走行的に行った。

23年9月に、桜谷地域農村RMO推進協議会（以下、「推進協議会」）が設立された。構成員は、15自治会、15農業組合、農業委員、農地利用最適化推進委員、日野町土地改良区北部委員会、JAグリーン近江である。推進協議会の会長には日野町農業委員会委員長が就任した。構成員から、理事8人が選出され、結果として理事全員がJAの組合員であった。推進協議会設立後は農村型地域運営形成推進事業（農村型地域運営組織モデル形成支援）の交付金が3年間支給される。

推進協議会は、同年12月に、全集落の18歳以上を対象に、地域の問題等についてのアンケートを実施した。また、地域計画（農業者や地域住民による地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した設計図）の策定に向けて、推進協議会の理事である農業委員、農地利用最適化推進委員が農業組合や集落で地域計画の説明会を実施した。今後は、地域農業の将来のあり方に関するアンケートを実施し、その結果をもとに地域計画の素案を作成する予定である。アンケート書式の作成や集計等は推進協議会が行う。

12月には、推進協議会と地域の交流のためのイベントも実施した。餅つき、軽トラ市、おにぎりづくりをし、子供や若者を含めて、約100人が参加した。推進協議会会長の作った米（ゆめごこち）で炊いたご飯を、参加者が各自にぎって、おにぎりを作った。地元の米はおいしいと喜ばれたという。

今後は、先進地域を視察するとともに、農用地保全、地域資源活用、生活支援の3つのテーマについて、それぞれワーキンググループで話し合っていく。

JAは、23年度からの第8次地域農業戦略で、「地域農業の持続化」を掲げている。生産条件や担い手確保の面から地域農業の存続が難しくなっている中山間地域における対応策の一つのモデルが、地域が主体的に取り組む「農村RMO」と考え、「桜谷地域農村RMO」の取組みが他の地域でも参考になると考えている。JAはそれを地域の人々と一緒に応援・支援することが重要と考えている。

(5) 小括

アンケート結果と聞き取り調査に基づいて、最近までの農協の意思反映システムの変化をみてきたが、これらをまとめると、以下のようなことがいえるだろう。

第1に、農協では多様な組合員の意見・要望を反映するよう、意思反映システムが変化している。具体的には、総代や役員を選出枠として、女性（女性部）枠や青壮年部枠を設ける農協の割合は上昇している。JAみなみ筑後では総代の選出枠に部会枠、農業法人枠も設けている。また、准組合員の意思反映には多くの農協が取り組んできたが、JA大会決議、規制改革実施計画、監督指針を受け、この数年間で4割強の農協が、准組合員の意思反映についての新たな仕組みを導入している。

第2は、意思反映の仕組みを設けるだけ

でなく、組合員からの意見・要望を出しやすくする工夫を行い、また意見・要望を農協の事業・経営・活動に反映し、それを組合員にも報告する農協が増加している。集落座談会においては組合員の意見・要望が農協内で担当部署から役員・組合長まで共有されている農協は9割にのぼり、20年前に比べて集落座談会での意見・要望を反映したことを組合員に報告する農協の割合は上昇している。JAみなみ筑後では、女性総代に対して、総代の役割、協同組合、女性の運営参画についての研修が行われている。准組合員の意思反映においては、「准組合員の農協への理解を深める」「准組合員の意見と農協の回答、対応を准組合員に知らせる」「懇談会、意見交換会、アンケートでのテーマの設定を工夫」など、意見を出しやすくするような配慮がなされている。JA北河内の准組合員ミーティングでは、テーマとJAが准組合員から聞きたい内容について、まず、十分説明したあとで、1グループ准組合員モニター5人を上限とするグループ討議を行い、その結果を発表する。そこで出た意見とそれに対する農協の回答と事業等への反映については、准組合員にも配布される広報誌で紹介されている。JAぎふの「食と農の連携フォーラム」は、消費者に有機農業など農と食に関する様々な情報提供を行っている。

第3に、多様な組合員の意見・要望を農協の事業や経営に反映することが成果をあげていると考えられることである。JAみなみ筑後の女性総代は、総代会で「准組合員

向けに広報誌などで農協のよさをアピールしてほしい」「女性の参画に他の組合員組織も取り組んでほしい」などの提案を行っている。アンケートによれば、准組合員の意見は、准組合員が利用する商品やサービスだけでなく、農業や地域の課題にも及んでいる。JA北河内では、「JAが変わろうとするきっかけにもなる」と捉えている。

第4に、組合員や農協のみの課題ではない社会的課題に対応するときに、新たな仕組みが作られていることである。JAぎふでは、組合員ではない消費者に、有機農業など農と食に関する情報を伝えたいと、消費者に農産物の栽培基準を作ってもらうことを予定している。JAグリーン近江は、中山間地域で地域住民が主体的に地域の課題の解決に取り組み、行政とJAがそれを支援する、農村RMOの設立を提案した。

むすびにかえて

農家の高齢化・減少、集落組織の数の減少や機能の低下、組合員の多様化などの変化に対応して、農協では、多様な組合員、そして、ステークホルダーも包含した意思反映の仕組みが整えられつつある。

多様な組合員や地域住民の意見や要望を把握し、それを事業や経営に反映していることが農協の強みの一つと考えられる。このことが、環境の変化への柔軟な対応を可能にし、農協が目標とする地域農業の振興や地域活性化にもつながることを期待したい。

こうした変化には、JA全国大会や中央会の決議のような全国的、また県段階の農協運動が一つの推進力となっており、男女共同参画法や規制改革推進会議などの法制度や行政の力も大きく影響しているとみられる。しかし、アンケート調査の結果をみると、多様な組合員の意思反映に取り組む農協の数は増える方向にはあるが、全部の農協で行われているわけではない。

個々の農協が意思反映の新たな仕組みを作るには、その意義や効果を農協の経営層を含め役職員が理解して、判断し、制度を設計することである。また、意思反映の主体である、多様な組合員や地域住民に、農協への意思反映の意義を理解してもらうことは必須であり、加えて、しっかりした制度設計とともに、意見を出しやすく配慮ときちんと事業に反映する覚悟も農協に求められる。

一方で、なお、集落組織は総代や役員の選出に重要な役割を果たしており、集落組織が核となって開催される集落座談会も組合員の声を直接反映する場として重要である。それは、集落組織は、その構成員を合計すれば農協の正組合員全体をカバーすることができ、また構成員は家を単位としているため、農協の総合事業の広範な領域に対応するという、2つの意味での網羅性を持つためであり、加えて、集落組織の構成員の協同意識が強く、集落単位での意見交換や意思統一が可能となっているためと考えられる。

したがって、集落組織の活性化も、組合

員の意思反映にかかる重要な課題である。農家の高齢化や減少に対しては、農協や農家、行政等が担い手の確保を含め、地域農業振興のための努力を続けることがまず必要である。一方で、農家の女性や後継者、農地所有者、准組合員など、多様な人が集落組織の構成員となること、あるいは、地域住民も含めて集落組織の活動に参加する。このような集落組織のメンバーの多様化が、集落組織の活性化とともに、多様な組合員・ステークホルダーの農協への意思反映にもつながると考えられる。

<参考文献>

- ・ 齊藤由理子 (2003) 「農協の組合員、地域住民の意思反映システム—変化にどう対応するか—」『農林金融』 8月号
- ・ 齊藤由理子 (2022a) 「集落組織の存続の要件と今後の課題」『農林金融』 7月号
- ・ 齊藤由理子 (2022b) 「過疎地域における集落組織の課題—JA会津よつばの集落組織調査から—」『農林金融』 10月号
- ・ 齊藤由理子 (2023a) 「農家の高齢化・減少に集落組織はどう対応するか—集落組織の農を核にした地域住民との連携—」『農林金融』 9月号
- ・ 齊藤由理子 (2023b) 「女性総代の積極的な参画」『農中総研 調査と情報』 9月号
- ・ JA北河内 (2023a) 「JAきたかわち」 6月号 (変わる! JA)
- ・ JA北河内 (2023b) 「JAきたかわち」 10月号 (特集 准組合員モニター①)
- ・ JA北河内 (2023c) 「JAきたかわち」 11月号 (特集 准組合員モニター②)
- ・ JAぎふ 「第5次中期経営計画 令和4年度～令和6年度」
- ・ JAぎふ (2022) 「食と農の連携推進フォーラム基本計画」 12月22日
- ・ 農協の組合員制度とガバナンスにかかる研究会 (2012) 『組合員の多様化とJAのガバナンス』 社団法人JC総研
- ・ 農林水産省九州農政局福岡県拠点 (2023) 「JA役員への女性登用拡大に向けた新たな取組・工夫～CASE1 JAみなみ筑後の取組～」
- ・ 秦野市農業協同組合 (2023a) 「JAはだの」 春の座談会特集号、3月26日
- ・ 秦野市農業協同組合 (2023b) 「JAはだの」 春の座談会報告号、5月26日

(さいとう ゆりこ)



林地取引の実態と森林組合に求められる役割に関する考察

主事研究員 多田忠義

〔要 旨〕

森林組合は、地域森林管理の主要な担い手であり、その事業の一つに林地取引の仲介がある。本稿は、全国の林地取引の実態について統計データから把握したうえで、森林組合における林地取引について統計データ及びアンケート・聞き取り調査から明らかにする。そして、森林組合の林地取引に求められる役割とその課題を考察する。

まず、全国の林地取引件数及び面積は増加傾向にあり、林地取引が活発化していることが確認できる。森林組合においては、林地供給事業、森林経営事業の取組みについて活発化は確認できないものの、森林を所有する森林組合数及び所有林面積は増加傾向にある。なお、アンケートからは、森林組合員による売却・購入引き合いの問合せが増加傾向にあることが確認された。さらに、聞き取り調査からは、林地取引が増加した背景として、土地付き立木買いを素材生産事業体に依頼する林地所有者が増えていること、これに対し、素材生産事業体も応じていることなどが明らかになった。

今後、林地所有者の多くが20年程度で平均寿命に達することから、相続を機会に林地流動化が一段と進む可能性がある。また、各地で製材工場建設や生産設備増強の動きがあり、国産材需要の増加が期待されることから、素材生産事業体による土地付き立木買いは、地域差を伴いながらも更に拡大する可能性が示唆される。これら事業体が新たな森林所有者となれば、森林組合の構成員に変化が生じるものと考えられる。このような変化を受けて、森林組合は、共同での機械・資材調達や集出荷を模索する、森林組合や森林組合連合会等の関係組織が主体となって林地所有の受け皿を用意するといった点について検討することも必要であろう。

目 次

はじめに

- 1 林地取引件数の実態
 - (1) 土地保有・動態調査からの把握
 - (2) 国土利用計画法に基づく届出面積からの把握
 - (3) 所有権移転登記情報に基づくアンケート調査
 - (4) 小括
- 2 統計で把握可能な森林組合による林地取引の支援と森林の所有状況
 - (1) 林地供給事業
 - (2) 森林所有
- 3 森林組合における林地取引への関与について
 - (1) 林地売却の森林組合への問合せ状況について
 - (2) 森林組合における林地引受とその目的
 - (3) 組合員の林地に関する森林組合の課題認識
 - (4) 聞き取り調査
 - (5) 小括
- 4 今後の検討課題
 - (1) 組合員である素材生産事業体が林地付き立木買いを進める地域
——共同での機械・資材調達や集出荷を模索する必要——
 - (2) 組合員による林地売却希望が林地買取希望を上回る地域
——林地所有の受け皿を検討する必要——

はじめに

相続した林地について、遠方に居住し利用する予定がないといった理由により、手放したいというニーズが高まっている。このような林地が管理放棄され、その後所有者不明となり、全国各地で適切な森林管理を実施することが難しくつつある。そこで、所有者不明土地が発生することを予防するため相続土地国庫帰属制度が2023年4月から開始された。

農林中金総合研究所では、23年2月～3月に実施した第35回森林組合アンケート調査において、同制度の開始によって、将来、林地に関する組合員からの問い合わせが増えることを想定し、林地取引や取得について森林組合の対応に関する設問を用意した。この狙いは、改めて、森林組合が林地取引にどの程度関わっているか、森林組合が林地を手放したい所有者の受け皿になっているか、を把握し、この結果から、森林組合に求められる役割は何であるかを検討することである。すでに、安藤（2023）がアンケート結果を報告しているが、森林組合に求められる役割を検討するためには、林地取引の具体的な中身や地域別の林地取引に関して定量的に分析する必要がある。

森林・林地所有権の移転に関する既往研究に目を向けると、まず、森林総合研究所による研究プロジェクト（駒木（2010））及び関連する研究成果（山田（2006）、林ほか（2006）、都築ほか（2007）、駒木（2006、

2008）が挙げられる。所有林地面積20ha未満の小規模林家の売却事例が多く、北海道や九州では不在村所有者による売却が多かったこと、主な購入者は所有林地面積が50ha以下の中小規模林家や素材生産事業体、林業以外の企業や地方自治体であったこと、なかでも素材生産事業体は、四国や九州で多くみられたことが明らかにされている。さらに、林地取引の内容として、森林（林地と立木、以下同様）の売買価格は育林投資が回収できないほど低い価格で売買されていること、売却された森林は皆伐され、皆伐後3年以上再造林が未実施であること、特に素材生産事業体が購入した森林で皆伐・再造林放棄が目立つことが報告されている。

また、餅田（2012）によると、山林所有の移動実態調査研究会の調査では、後述する国土交通省「土地保有移動調査（現在：土地保有・動態調査）」のデータも活用し、売買仲介について詳細に調査されている。さらに、売買仲介に対して信頼度が高いと考えられる森林組合に対して、林地の売買仲介に関する調査も実施している。これらの研究プロジェクトを踏まえて下仁田森林組合における林地取引の実態を調査した研究もある（吉野（2017））。所有権が移転した林地の面積、樹種、売却先などが明確になるとともに、森林組合を介した他出子への林地継承を親世代が健在なうちに実施することで、施業集約化の際の連絡が取りやすくなる等、林地の所有権移転に森林組合が何らかの形で関与する利点が見出されて

いる。

このほかにも、長澤ほか（2004）がリゾート開発に伴う林地取引の実態を分析している。以上のとおり、2010年代前半までの林地取引に関する研究はなされている。一方、更に10年経ち高齢化がますます進行し、森林・林業を取り巻く環境は変化している。その後、林地取引が活発化しているか、また地域差を伴っているかについては、定量的な分析に乏しい。

本稿は以上を踏まえ、まずは、定量的に林地取引の実態を捕まえるために国土交通省の統計データから全国の林地取引実態を把握する。次に、森林組合が事業としてどの程度、林地取引に関与しているか、ないしは、林地を取得しているかを整理するために農林水産省の森林組合一斉調査から森林組合の林地取得等の状況を概観する。そして、農林中金総合研究所が23年2月～3月に実施した第35回森林組合アンケート調査から、森林組合における林地取引に対する取組状況の特徴を明らかにする（注1）。これらの結果から、森林組合の林地取引に求められる役割や検討すべき課題を提示する。

（注1） 都道府県有林を除く民有林の7割弱が森林組合員の林地であり、多くを占める。森林組合の事業における林地取引の取扱い状況や森林組合の担当者から現状を把握することで、各地で起きている林地取引の実態を類推できる。

1 林地取引件数の実態

全国各地の林地取引について、取引を網羅している統計はない。そこで、3つの統

計から、国内全体の林地取引件数・面積の傾向、1ha以上の林地取引面積、地域別・面積規模別の林地取引件数のそれぞれの経年変化をもとに、林地取引の規模、件数、地域差を分析することで、取引の実態を明らかにする。

（1）土地保有・動態調査からの把握

国土交通省「2022年土地保有・動態調査（2021年取引分）」から、国内全体の林地取引件数・面積の傾向を把握することができる。その結果、2008～2012年の山林取引件数は年平均80,773件、同様に2017～2021年（執筆時点で2022年分は未公表）では84,435件、面積では2008～2012年の年平均が53,492ha、2017～2021年では59,447haと増加している（注2）。

一方で、この統計は標本調査で、かつ集計値のみの公表であるため、面積単位や市町村単位などに区分して把握できない。そこで、以下に挙げる2つの統計を分析することで、取引実態に接近することにした。

（注2） 林野庁は2010年以降、「居住地が海外にある外国人又は外国人と思われる者による森林取得の事例の集計」を公表している（農林水産省「外国資本による森林取得に関する調査の結果について」https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/gaikokushihon_shinrinbaishu/attach/pdf/gaishibaishu_chousakekka-14.pdf（24年2月10日最終確認））。2006～2022年の累計で320件、2,732haが取得されている。そのため、国内の林地取引は、ほぼ日本人が行っていることがわかる。

（2）国土利用計画法に基づく届出面積からの把握

国土交通省「土地取引規制基礎調査概況

調査」から、林地取引面積が把握可能である。一定規模以上（注3）の土地取引は、国土利用計画法に基づき届出が義務づけられている。利用目的を林業とする土地取引は、都市計画区域外に位置することが考えられ、1ha以上の面積を抽出できる（第1図）。

この結果、年による取引面積の変動は大きいものの、2000年代前半は0.7~0.8万haであった林業目的の届出面積が、2020年前後になると1.2~1.3万haに増加しており、林業経営の規模拡大に向けた林地取引が活発化していることがうかがえる。

(注3) 国土利用計画法の土地取引規制に基づき、法令で定める区域以外で対象面積（市街化区域：2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域：5,000㎡以上、都市計画区域外：10,000㎡以上）の土地取引を指す。

(3) 所有権移転登記情報に基づく アンケート調査

所有権移転登記に基づき国土交通省が実

**第1図 国土利用計画法に基づく届出面積のうち
利用目的が林業のもの**



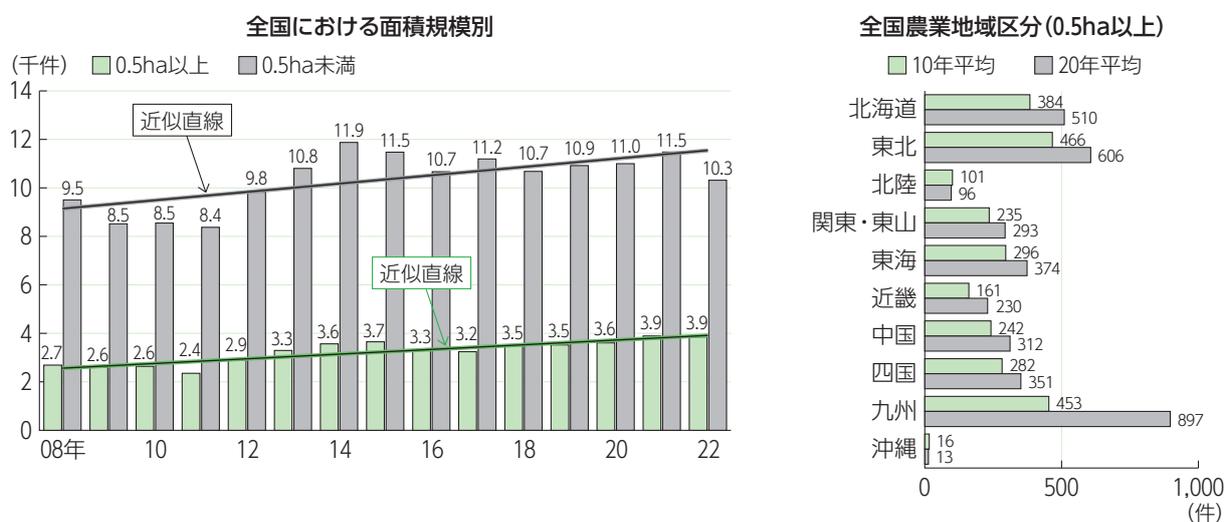
資料 国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査」より筆者作成
 (注) 国土利用計画法の土地取引規制に基づき、法令で定める区域以外で対象面積（市街化区域：2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域：5,000㎡以上、都市計画区域外：10,000㎡以上）に該当する土地取引が実行された場合、契約締結後2週間以内に市区町村を經由して都道府県または政令市に届け出なければならぬ。ここでは、林業の利用目的にかかる届出面積を集計した。

施する「不動産取引調査」からは、地域別・面積規模別の林地取引件数を確認できる。この調査は、不動産を取得した者を対象としており、その回答結果は地価公示等の資料として利用されるほか、インターネット上で取引単位ごとに公表されている。また、土地取引の場所（大字程度の精度）や内容を把握することが可能である。一方で、個々の取引情報を特定できないようにする配慮がなされている。例えば林地は、取引面積が大きくなるほど取引が特定されやすい。そのため、取引面積が0.5ha以上の規模は一律「0.5ha以上」としデータが公表されている。こうしたデータの制約から、ここでは0.5ha以上・未満の面積規模別、及び地域別に林地取引件数の時系列変化を分析する（第2図）。

まず、0.5ha以上・未満の面積規模別に過去14年（2008~2022年）を比較した。いずれの面積規模でも多少の増減を繰り返しながら増加基調にある。次に、地域別の動向を見るために、林業目的の土地利用が見込まれる0.5ha以上の林地取引件数を全国農業地域区分に従って比較した。その際、年変動を平準化するために、2008~2012年と2018~2022年のそれぞれ5年間における年平均取引件数を算出した。結果、北陸と沖縄を除く全ての地域で増加が確認でき、特に、九州が倍近い増加であることがわかった。

なお、このアンケートの回答率は3割程度との情報がある（注4）。そこで、第2図で示した数値を3倍した結果、前出の「土

第2図 林地取引件数の推移



資料 国土交通省不動産取引価格情報 (<https://www.land.mlit.go.jp/webland/servlet/MainServlet>)を加工して筆者作成
 (注) 1 この情報は、国土交通省が不動産の取引当事者(所有権移転登記情報に基づき判明した不動産取得者)を対象に実施する不動産取引のアンケート調査の結果である。このほかの情報に関する詳細は、国土交通省Web (<https://www.land.mlit.go.jp/webland/note.html>)を参照のこと。
 2 10年平均とは、2008～2012年までの5年間における0.5ha以上の林地取引件数の年平均、20年平均は同様に2018～2022年までの年平均。

地保有・動態調査」における国内全体の林地取引件数・面積の傾向と概ね一致する。以上より、「不動産取引調査」のデータは、ほぼ偏りなく全国各地の林地取引の実態を反映していることが確認できた。

(注4) 楽待不動産投資新聞「忘れた頃に届く「あの封筒」、国交省に詳しく聞いてみた」<https://www.rakumachi.jp/news/column/297585> (24年2月10日最終確認)

(4) 小括

これまでの統計分析から、遅くとも2000年代以降、全国的に林地取引は件数、面積共に増加傾向にある。地域別の0.5ha以上の林地取引件数は全国的に増加するなか、北陸と沖縄で増減がない一方、九州で倍増しており、増減に地域差があることが確認できる。こうした変化を森林組合に引き付けると、組合員からの林地取引に関する相談

が年々増加し、何らかの対応に迫られていることが示唆される。以下では、森林組合による具体的な林地取引への関与等についてみていくことにする。

2 統計で把握可能な森林組合による林地取引の支援と森林の所有状況

森林組合が行う事業は、森林組合法やその他法律・通知等によって規定されていることなどから、農林水産省により、組織・執行体制、財務及び事業全般にわたる実態が「森林組合一斉調査」によって把握されている。同調査からは、林地供給事業、森林所有の2点から、森林組合が林地取引にどの程度関与しているか確認できる。

(1) 林地供給事業

林地供給事業は、森林組合法第9条第2項第7号「組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換」に基づく任意事業で、具体的な内容等は、「森林組合法の施行について」（昭和53年9月14日53林野組第174号）及び「森林組合法の運用について」（昭和53年9月14日53林野組第175号）の2つの通知に定められている任意事業である。また、同事業の実施に当たっては、「森林組合模範定款例 附属書 林地供給事業実施規程例」に沿った森林組合の規程を制定し、都道府県による検査監督を受ける必要がある。以下で確認する「買取」「受託・あっせん」の統計値は、林地供給事業に該当するものみの集計である。

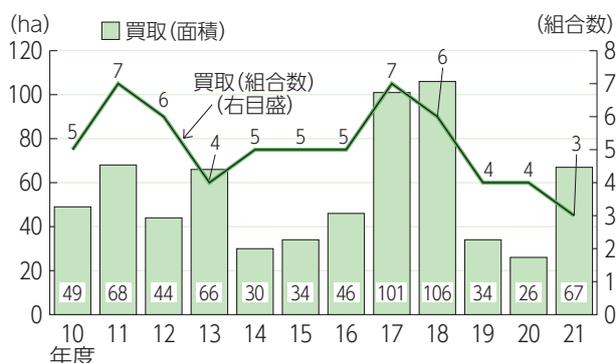
a 買取

林地供給事業のうち買取は、前掲の規程例で「買取り又は借入れにより行う組合員の林業の目的に供するための土地の供給事業」と定められている事業のうち、買取り部分を指す。この買取面積は、年による変動が激しいものの、概ね40～60haで推移しており、明らかな増減傾向は見られない（第3図）。また、買取事業を実施する組合数は、6百～7百ある森林組合のうち3～7組合で、極めて限られている。

b 受託・あっせん

林地供給事業のうち受託・あっせんは、前掲の規程例で「組合員の委託を受けて行

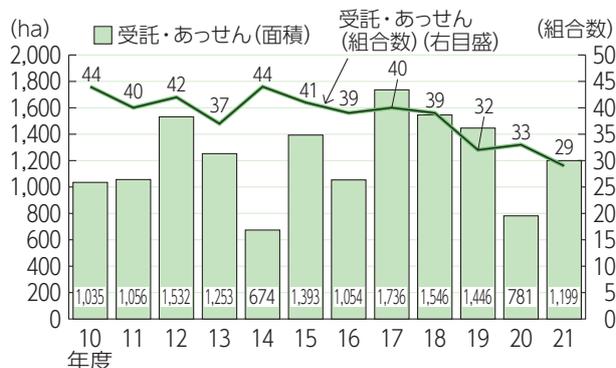
第3図 林地供給事業(買取)



資料 農林水産省「森林組合一斉調査」より筆者作成

う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。以下同じ。）の供給事業」と定められている。この規定に則った林地販売の受託・あっせん面積は買取同様に変動が見られるものの、概ね1千ha前後で推移している（第4図）。一方で、受託・あっせん事業を実施する組合数は、2010年の44組合から29組合に減少している。すなわち、統計で把握される限りにおいて、林地供給事業による林地取引は活発でなく、林地取引面積・件数が増加傾向にある全国の状態とは異なる。

第4図 林地供給事業(受託・あっせん)



資料 第3図に同じ

(2) 森林所有

森林組合が林地供給事業としての林地取引にあまり関与していない一方で、森林組合の所有林は増加傾向にある（第5図）。森林組合の所有林面積は、2005年度に1.9万haであったが、2021年度には3.3万haとなり、1.4万ha（年平均0.1ha）増加した。前掲「土地保有・動態調査」では、年平均5～6万ha程度の林地所有権移転が確認されており、1年間に所有権が移転される林地のうち1～2%が森林組合への移転であることがわかる。

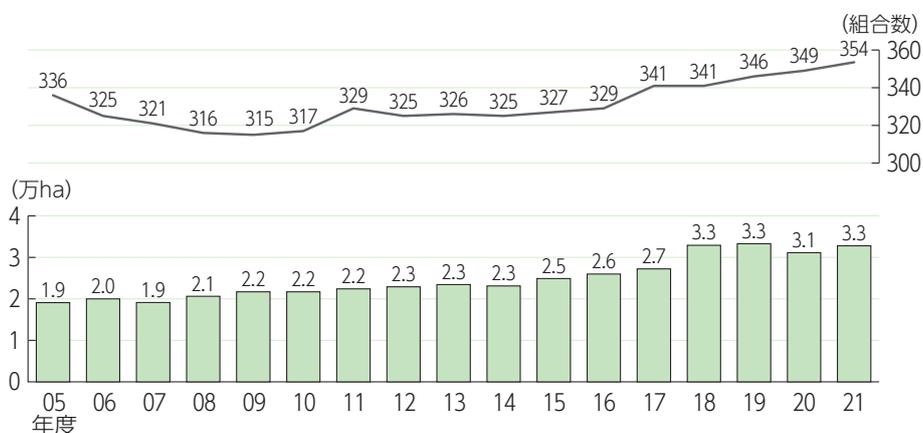
また、森林を所有する森林組合の数は、2009年を境に増加基調に転じて、2021年度には全国の森林組合の58%にあたる354組合が林地を所有している。

以上の数値は、国土交通省が公表する林地取引件数・面積の増加と同じ傾向である。すなわち、森林組合が各地域における林地の引受先として機能し、毎年0.1万haの林地が森林組合に移転されている。

なお、森林組合が森林を所有する目的は、①森林経営事業の実施、②林地供給事業等における仕掛在庫、③森林の公益的機能の発揮のために森林所有者に代わって森林組合が自ら保有する必要がある場合、④その他（展示林、試験林、教育林、企業との共同活動の場）等、と考えられる（室（2011、63頁））。特に①の森林経営事業は、森林法や森林組合法などが2017年に改正・施行されたことに伴い、公益目的だけでなく経済目的でも実施できるようになった。2021年度時点で、同事業を実施するために必要な森林経営長期事業計画を策定している森林組合は101組合（全組合の17%）、同計画に含まれる所有林面積は5,659haで、第5図で示した所有林面積とは乖離が生じる。つまり、森林組合に所有権が移転した林地の過半数は、所有目的②又は③であると考えられる。

このように、森林組合は、林地取引件数・面積が増加する状況にありながら、林地供

第5図 森林組合による森林の所有



資料 第3図に同じ
(注) 共同利用施設のうち「所有林面積」と該当する組合数を図示した。

給事業による林地取引にはあまり関与していない。ただし、森林組合自身が、森林経営よりも森林の公益的機能の発揮やその他の目的で所有林面積を徐々に増やし、林地の受け皿として機能しつつある。

しかし、ここで留意すべきは、前掲のように複数の先行研究では、森林組合が林地取引に何らかの形で関与しており、林地供給事業には当てはまらない方法での森林組合による林地取引への関わりがあることが推察される点である。したがって、本稿の分析アプローチだけでは、森林組合による林地取引の全体像の把握は不十分で、これは残された課題であり、引き続きの調査・分析の必要性が指摘できる。

3 森林組合における林地取引への関与について

林地取引の増加局面において、森林組合の林地供給事業では網羅できない林地取引にかかる様々な取組み状況を把握するため、23年2月に実施した農林中金総合研究

所「第35回森林組合アンケート調査」（注5）をもとに分析する。

ただし、対象森林組合は、管内森林面積、組合員所有林面積、正組合員数、内勤職員数、直接雇用現業職員数のいずれも全国組合平均よりも値が大きく（第1表）、このアンケートで得られるデータは、比較的規模の大きな森林組合の実態であることに留意する必要がある。

一方で、原則同一森林組合を対象としているため、過去の調査結果と比較検討できる点は、本アンケートの長所である。以下では2010年度調査（第23回、詳細は室（2011）を参照）、2016年度調査（第29回、詳細は（田代（2017））も比較検討しながら、まず、森林組合に対する林地売却の問い合わせ状況について確認する。次に、森林組合がどのような目的で林地を引き受けているのか、最後に、自由記述欄や聞き取り調査の結果を踏まえて、森林組合における林地取引へのかかわり方をまとめる。

（注5）詳細は、安藤（2023）を参照。アンケート調査票は（株）農林中金総合研究所が作成し、

第1表 対象組合の概況と全国組合対比（調査票回収組合99）

	対象組合				全国組合平均②	①/②
	平均①	最大	最小	変動係数		
管内森林面積 (ha)	52,509	155,822	5,615	0.57	40,482	1.3
うち組合員所有林	23,856	105,427	3,100	0.68	17,183	1.4
正組合員数(人)	3,667	28,148	170	1.06	2,325	1.6
内勤職員数(人)	18	68	2	0.78	11	1.7
直接雇用現業職員数(人)	34	289	0	1.12	22	1.6

資料 農林水産省「森林組合一斉調査」、アンケート調査より筆者作成

（注）1 全国組合は「令和3年度森林組合一斉調査結果」（林野庁）。全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は、「組合雇用労働者数（事務員を除く）」。

2 変動係数とは、標準偏差を平均値で割ったもの。集団のばらつきの程度を比較する統計学上の手法である。

農林中央金庫が各森林組合の担当者に手交した。対象は全国各地103の森林組合、回答は書面又はオンラインにて実施し、99組合から回答を得た(回収率96%)。原則、同一の森林組合を対象に調査しているが、合併や回答者側の事情で対象森林組合が入れ替わることがある。

(1) 林地売却の森林組合への問合せ状況について

第6図は、森林組合に対する林地売却の問合せ件数の動向である。全国の値を見ると、林地売却の問合せが増えた(売却意向が強まった)と回答した組合の割合は、10年余りで28ポイント上昇し、2022年度に69%となった。2010年度調査では、後継者不在による売却意向が72%を占めた。2022年度は売却意向の理由を調査していないため、2010年度に比べ売却意向が強まったかどうかの判断はできないが、2010年度調査から10年以上が経過して高齢化が更に進展したことに加えて、ウッドショックによる一時

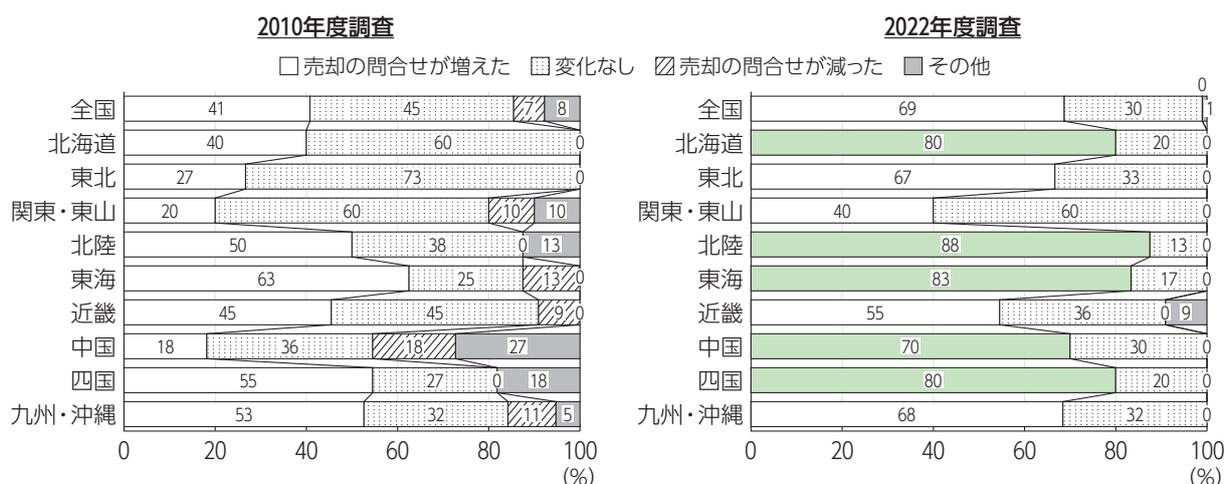
的な立木価格の上昇が影響し、林地売却の問合せ件数が増加したと感じる組合が増えた可能性が高い。

この動向を地域別に比較すると、全ての地域で売却の問合せ割合が高まった。「売却の問合せが増えた」の割合が全国値を上回った地域は、割合の高い順に、北陸、東海、北海道、四国、中国の各地域で、北海道、中国を除くと比較的素材生産量の少ない地域である。

第7図は、林地売却希望に対する購入引合いの状況である。全国では、購入引合いが増加傾向と回答した組合の割合は上昇(2010年度:10%→2022年度:20%)する一方、過去数年は皆無と回答した組合の割合も上昇(34%→41%)している。林地売却希望に対する購入引合いは、全国的に二極化が進行している。

地域別に比較すると、北陸を除く全ての

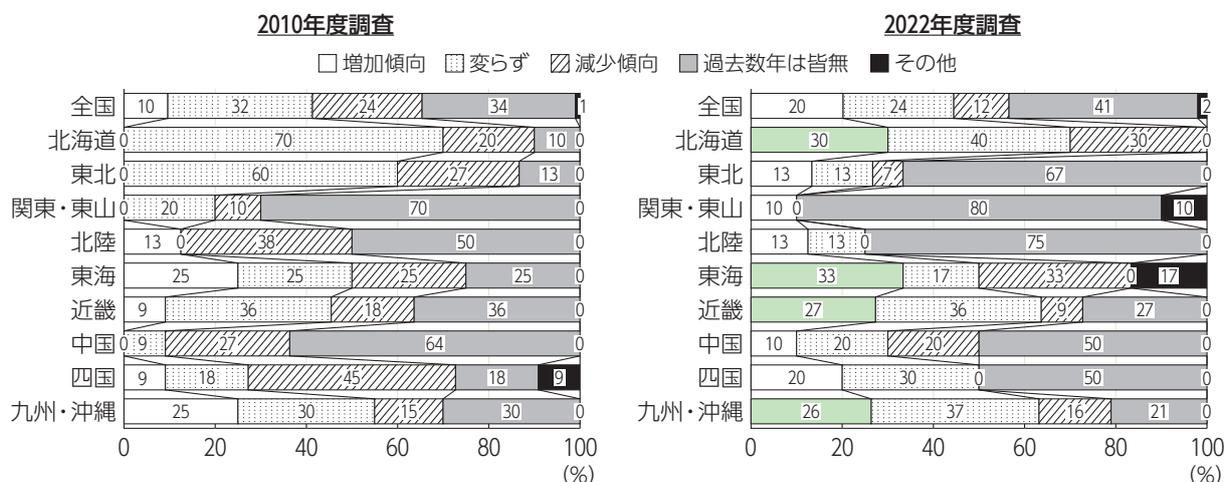
第6図 全国・地域別の過去2～3年の森林所有者の林地売却に関する問合せ状況(10(103)、22(99)単回答)



資料 農林中金総合研究所「第35回森林組合アンケート調査」より筆者作成

- (注) 1 地域区分は農林業センサスに準拠、以下同様。
 2 2022年度調査では、2010年度調査と同様の意図の設問と回答項目を設けたが、同じ設問・回答項目ではない点に留意する必要がある。2010年度調査の設問は、「管内森林所有者の林地売却の意向における、この2～3年の変化について」質問し、回答項目は「売却意向が強まった、変化なし、売却意向は弱まった、その他」としていた。
 3 2022年度調査における「売却の問い合わせが増えた」の割合が全国よりも高い地域を着色した。

第7図 全国・地域別の林地売却希望に対する購入引合い状況(10(104)、22(99)単回答)



資料 第6図に同じ
 (注) 2022年度調査における「増加傾向」の割合が全国よりも高い地域を着色した。

地域で、「購入引合いが増加傾向」と回答する組合の割合は、2010年対比で上昇している。一方で東北、関東・東山、北陸では、2010年度対比で購入引合いが「過去数年は皆無」の割合が上昇しており、地域でまちまちという結果であった。このことは、林地取引が活発化する状況において、森林組合が林地取引のプレイヤーとして、社会的に認知されているのかどうか、引合いに影響していると考えられる。

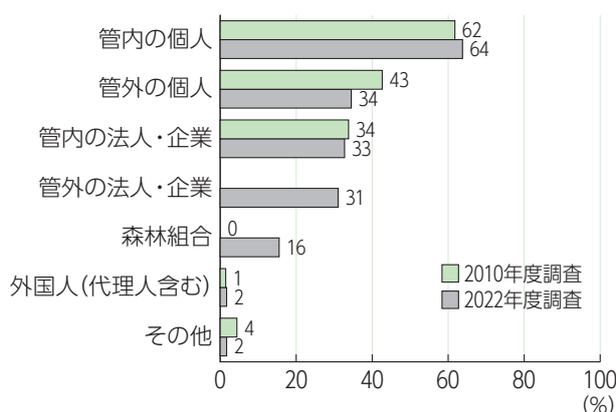
(2) 森林組合における林地引受とその目的

第8図は、購入引合いの相手方の属性を経年比較したものである。2010年度、2022年度ともに、管内の個人の割合が高く、2010年度対比で属性の変化はほとんどない。ただし、森林組合を相手方とする割合が上昇した点は特徴的である。2016年の改正森林組合法で組合自らが森林経営を積極的に行

えるようになったことが森林組合による森林購入の背景にあるものと思われる。

2022年度のアンケート結果を地域別みると、近畿では、管内の個人よりも管外の個人や法人・企業の割合が高く、他地域の

第8図 購入引合いの相手方の属性(10(68)、22(58)複数回答)



資料 第6図に同じ
 (注) 2022年度調査では、2010年度調査と同様の意図の設問と回答項目を設けたが、同じ設問・回答項目ではない点に留意する必要がある。2010年度調査の設問には、「法人・企業」について管内と管外の区別をしていない。また、「森林組合」の項目がない。そのため上記図では、「法人・企業」について管内の項目に表示し、管外の項目からは除外した。「森林組合」については「その他」に含まれていなかったことから「0%」とした。

第2表 地域別・森林組合員規模別にみた購入引き合いの相手方の属性

(単位 組合数、%)

	回答組合数	問3(3) 購入引き合いの相手方							
		管内の個人	管外の個人	法人・管内の企業	法人・管外の企業	貴組合	(代理人含む)外国人	その他	
全体	58	63.8	34.5	32.8	31.0	15.5	1.7	1.7	
地域	北海道	10	60.0	10.0	30.0	20.0	30.0	0.0	10.0
	東北	5	80.0	20.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	関東・東山	2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	北陸	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東海	6	83.3	50.0	33.3	50.0	0.0	0.0	0.0
	近畿	8	25.0	62.5	25.0	75.0	12.5	12.5	0.0
	中国	5	60.0	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	四国	5	100.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0
九州	九州	15	60.0	33.3	40.0	26.7	13.3	0.0	0.0
	九州	15	60.0	33.3	40.0	26.7	13.3	0.0	0.0
正組合所有 森林面積	2万ha未満	29	72.4	51.7	17.2	31.0	10.3	3.4	3.4
	2万ha以上	29	55.2	17.2	48.3	31.0	20.7	0.0	0.0

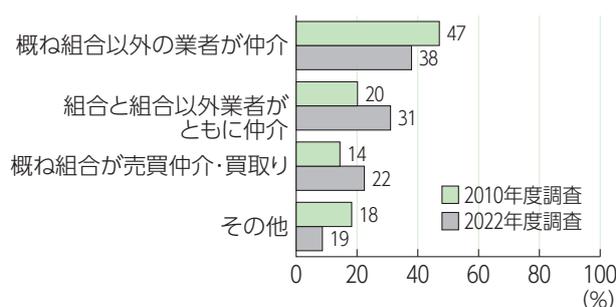
資料 第6図に同じ

傾向と異なる(第2表)。また、正組合員の所有森林面積が広い森林組合(2万ha以上)では、法人・企業の引き合いの割合が高まり、広くない森林組合(2万ha未満)では、管外の個人の割合が高まる点が特徴的である。管内の法人・企業の多くは素材生産事業体とみられ、素材生産量を確保するために土地付き立木買いが進んでいる可能性が示唆される。

第9図は、森林組合の林地売買への関与状況について、2010年度と2022年度調査を比較したものである。「概ね組合以外の業者が仲介」とする回答がいずれの年も最も回答割合が高く、林地売買は森林組合以外の業者が取り扱っている状況に変わりはない。それでも、アンケート対象の森林組合は、「概ね組合が売買仲介・買取り」と回答した割合が、2010年度の14%から2022年度の

22%に8ポイント上昇、「組合と組合以外業者がともに仲介」と回答した割合も同様に11ポイント上昇しており、森林組合の林地売買に対する関与の度合いが強まっている。この変化は、森林組合一斉調査で把握できなかったことであり、全国で林地取引件数・面積が増加している局面において、森林組合も林地売買・仲介に関与せざるを得ない

第9図 森林組合の林地売買への関与状況 (10(104)、22(58)単回答)



資料 第6図に同じ

状況を示している。

2022年度の結果を地域別にみると、関東・東山、四国、東海では「概ね組合が売買仲介・買取り」と回答する割合が高く、北海道、東北では「組合と組合以外業者がともに仲介」と回答する割合が高い（第3表）。九州では、組合、組合以外の業者の双方が仲介・買取りに参与している。それ以外の地域では、組合以外の業者が仲介している。こうした傾向は、素材生産量の大小や素材生産事業体の多寡とは関係性が確認できず、森林組合の林地取引に対する取組み方針が

影響している可能性が高い。

実際、正組合員総数、正組合員所有森林面積、内勤職員数のそれぞれ規模別に比較すると、いずれも小さい値、すなわち小規模な森林組合ほど、売買に参与する傾向が見られる。小規模な森林組合とは、組合と組合員との心理的・物理的距離が近いことが特徴として挙げられるため、組合員の個別事情に寄り添って売買への参与を強めていると考えられる。

第10図は、林地売買の森林組合事業としての位置づけを経年比較したものである。

第3表 地域別・森林組合の特徴別にみた森林組合の林地売買への関与状況

(単位 組合数、%)

	回答組合数	問3(4) 林地売買への関与について				
		概ね組合以外の業者が仲介している	組合と組合以外業者がともに仲介している	概ね組合が売買仲介・買取りをしている	その他	
全体	58	37.9	31.0	22.4	8.6	
地域	北海道	10	20.0	40.0	30.0	10.0
	東北	5	40.0	60.0	0.0	0.0
	関東・東山	2	50.0	0.0	50.0	0.0
	北陸	2	100.0	0.0	0.0	0.0
	東海	6	16.7	33.3	33.3	16.7
	近畿	8	62.5	25.0	12.5	0.0
	中国	5	60.0	20.0	0.0	20.0
	四国	5	20.0	20.0	40.0	20.0
	九州	15	33.3	33.3	26.7	6.7
正組合員総数	1,000人未満	18	27.8	33.3	33.3	5.6
	1,000～2,000人未満	6	50.0	16.7	0.0	33.3
	2,000～4,000人未満	17	41.2	29.4	23.5	5.9
	4,000人以上	17	41.2	35.3	17.6	5.9
正組合員所有森林面積	2万ha未満	29	31.0	31.0	27.6	10.3
	2万ha以上	29	44.8	31.0	17.2	6.9
内勤職員数	10人以下	19	36.8	31.6	26.3	5.3
	11～20人以下	17	29.4	29.4	23.5	17.6
	21人以上	22	45.5	31.8	18.2	4.5
素材生産量	1万5千未満	25	44.0	24.0	24.0	8.0
	1万5千以上	33	33.3	36.4	21.2	9.1

資料 第6図に同じ

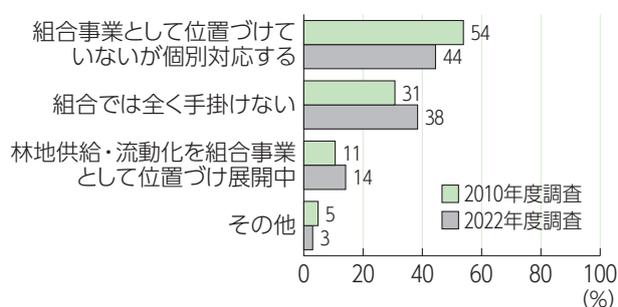
「林地供給・流動化を組合事業として位置づけ展開中」と回答した割合は3ポイント上昇（11%→14%）ただけで、「組合では全く手がけない」と回答した割合がむしろ7ポイント上昇（31%→38%）し、林地売買を事業として位置づけている森林組合は

若干減ってきているように受け止められる。さらに、「組合員サービスとして個別対応はする」と回答した割合は10ポイント低下（54%→44%）している。

地域別にみると、北海道、東北、近畿、四国では、個別対応する森林組合の割合が高く、北陸、中国では手がけないと回答した森林組合の割合が高い（第4表）。組合事業として位置づけている森林組合の割合は北海道と東海で高く、森林組合が事業又は個別対応で林地売買に取り組む傾向がある。

また、正組合員総数や正組合員所有森林面積が小さい規模の森林組合ほど、組合事業に位置づける回答割合が高い。これも第3表での結果と同様に、組合員の個別事情

第10図 林地売買の組合事業としての位置づけ
(10(104)、22(99)単回答)



資料 第6図に同じ

第4表 地域別・森林組合の特徴別にみた林地売買の組合事業としての位置づけ

(単位 組合数、%)

	回答組合数	問3(6) 林地売買の組合事業としての位置づけ				
		林地供給・流動化を組合事業として位置づけ展開中	組合では全く手掛けない	組合事業として位置づけていないが個別対応する	その他	
全体	99	14.1	38.4	44.4	3.0	
地域	北海道	10	30.0	20.0	50.0	0.0
	東北	15	13.3	40.0	46.7	0.0
	関東・東山	10	20.0	40.0	40.0	0.0
	北陸	8	12.5	50.0	37.5	0.0
	東海	6	33.3	33.3	33.3	0.0
	近畿	11	0.0	36.4	63.6	0.0
	中国	10	0.0	60.0	40.0	0.0
	四国	10	10.0	20.0	50.0	20.0
	九州	19	15.8	42.1	36.8	5.3
正組合員総数	1,000人未満	21	23.8	28.6	42.9	4.8
	1,000～2,000人未満	14	14.3	50.0	35.7	0.0
	2,000～4,000人未満	30	16.7	33.3	43.3	6.7
	4,000人以上	34	5.9	44.1	50.0	0.0
正組合員所有森林面積	2万ha未満	48	22.9	37.5	35.4	4.2
	2万ha以上	51	5.9	39.2	52.9	2.0

資料 第6図に同じ

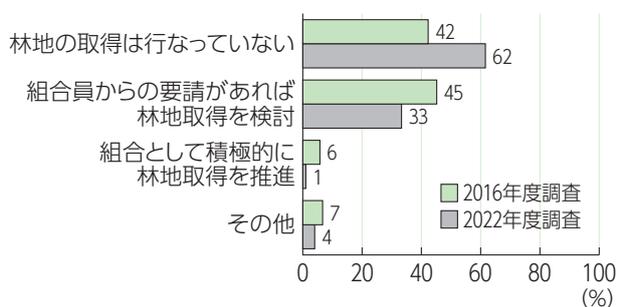
に寄り添えるだけの小回りのきく経営だからこそ対応できる可能性が指摘できる。

第11図は、森林組合の林地取得姿勢を2016年度調査と比較した結果である。「林地の取得は行っていない」が回答組合の半数程度を占め、また、その割合は2022年度の方が高く、積極的に林地を取得していないことがわかった。そして、この傾向に地域差や規模の差はみられなかった。

一方で、林地を取得した組合によれば、取得目的の1位は「組合員からの要望充足」であり、組合員の事情に寄り添った取得である（第12図）。回答数が34組合のため、地

域別の傾向把握には回答数が不足しているものの、組合規模に限って見ると、正組合員総数、内勤職員数、素材生産量のそれぞれ規模が大きい組合ほど、「組合員からの要望充足」の割合がやや高い。林地取得は、組合事業において事務手続きが対応可能なこと、人的資源を配分できること、資産増加に耐えられる財務体質であること等を満たす必要であることから、規模の大きな組合ほど取得し得るのだと考える。ちなみに、次に高い回答割合は、「組合経営の安定化」であり、組合経営に資する林地であれば取得することも判明した。

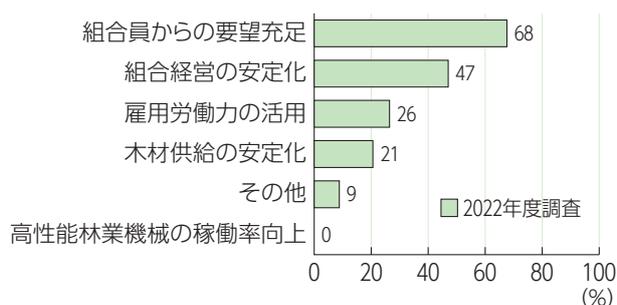
第11図 森林組合の林地取得姿勢
(16(104)、22(99)、単回答)



資料 第6図に同じ

(注) 2022年度調査では、2016年度調査と同様の意図の設問と回答項目を設けたが、16年度調査では、「林地取得」を「森林保有」と表現しており、設問と回答項目の語句に違いがある点に留意する必要がある。

第12図 森林組合の林地取得目的
(n=34、上位2つを回答)



資料 第6図に同じ

(3) 組合員の林地に関する森林組合の課題認識

第5表は、森林組合による林地取得についての自由意見を、筆者が内容により分類したものである。まず、森林組合が林地を取得しなければならない事情が発生しており、今後、取得を迫られる組合が増加することが示唆される。その理由として、後継者不在、あるいは組合員の要望により、森林組合が林地の引き受けを求められており、所有者や相続人を探し出すのが難しくなる前に林地を引き受けるとの判断が働きやすくなっているためである。他方で、森林組合による林地取得の障壁についての指摘もある。具体的には、林地が小規模で分散しているため、境界や所有者が不明であるため、といったものである。今後も地籍調査等の境界画定を強力に推進していくとともに、所有者不明土地にかかる対策を強化し

第5表 自由記述欄から得た林地に関する回答

	内容
『山林環境維持・雇用維持のためにも組合が取得』	地域山林環境を維持向上させていくためにも、今後は組合も林地取得について検討していかなければならないと考える。また、林業技術の承継、山林の多面的機能の増進、Jフレンジーによる企業との連携を図っていくためには、組合所有山林を広域に持ち、皆伐再造林を推進していくべき。林地取得については、ほとんどが山林所有者からの要請により行っている。地元の後継者(相続者)がいない等の理由により、所有者本人が元気なうちに整理したいとのことによるもの。斡旋もおこなうが買取者がおらず、今後の直営作業班の雇用維持等の事も考え、組合で予算措置を行い購入を行っている。
『組合員からの要望(立木と一緒に林地の売却希望が多い)』	組合経営の安定化、木材供給の安定化のため、立木だけを購入したいが、林地も合わせて処分を希望する組合員等が大半であるため、林地取得を行っている。
『境界・所在不明で取得困難』	売却等の問い合わせのあるものは、所有者が所在地がわからないものがほとんどで、取得検討できるものはない。 林家の世代交代及び当管内は、地籍調査が未実施であり、境界等が不明で取得が難しい状況。近年、林地を買い取ってほしいという組合員が増加している。孫の世代になり、山林に興味が無く山林がどこにあるか場所も分からないといった所有者が増えている。 今後、林地の取得を検討するが、境界がわからない山林の取り扱いをどうするか。
『小面積で取得困難』	面積的なまとまりがあれば、買取をして林地経営をしてもよいが、面積が少ない場合が多いので実績はない。 自伐林家並の面的な経営面積の確保が必要と思うが、小面積分散型の所有形態が多い中で林道等の基盤整備が進んでいない地域では組合が森林を取得し経営していくことは難しいと思う。
『組合の財務状況を踏まえ取得困難』	林地の取得については役員会で検討したが、当組合は固定比率が非常に悪く、これ以上償却できない固定資産を取得することは行わないことにした。 課税されない林地取得は組合でも行っても良いが、課税される林地取得に関しては問題視される。自然保護の為であれば、組合取得は良いと思う(国定公園等)。 林地所得を行う余裕がない。しかし、村外の方や企業等に購入された場合、後々の事業に支障がおこるのではないかと、危惧はしている。
『更なる取得は困難』	現在も森林を所有しており、これ以上増やすことはあまり考えていない。 過去には、林地所得の実績があるが、現在は林地取得については行っていない。自己森林の整備よりも組合員所有森林の整備を優先している。
『名義問題で取得困難』	土地名義が変わらないため名義変更が出来ない森林が多い。10年以上の固定資産税の納入実勢等があればその者に名義が変更できる等、土地所有者不明森林を少なくするようにしたい。
『国や自治体等による取得整備』	国が林地等の取得をするという話を聞いているが、荒廃していると思われる森林を積極的に購入し、国の事業の中で地域の森林組合に森林整備を実施させればよいと思う。

資料 第6図に同じ

て行く必要性が指摘できる。

こうした境界や所有者不明土地への対策にとどまらず、行政に支援を求める声としては、相続土地国庫帰属制度によって国有地となる林地の整備を、それぞれの地域の森林組合に委託させてはどうか、といった提案や、固定資産税の納付実績に基づき、登記名義を変更できるようにする等の制度改革を求める内容が見られた。また、保安林等、自然保護や森林の公益的機能発揮のために、非課税対象の林地であれば取得し

てもよいとの声もあった。

一方で、林地取得が森林組合の経営上の理由により難しい意見もあった。1点目は、林地を所有することで固定資産が増え、財務上の問題に直面するためである。森林組合の経営状況は都道府県や道府県森林組合連合会による指導・検査がなされており、固定資産の取得に財務諸表上の制限を設けている場合、林地取得は抑制的にならざるを得ない。2点目は、林地の整備負担が増えて組合員森林の整備がおろそかになる恐れ

からである。これは裏を返せば、組合員森林整備の閑散期に直接雇用現業職員の雇用を維持する場として、森林組合の所有林を活用する方向も考えられる。

(4) 森林組合からみた林地取引活発化の要因

アンケートや自由記述欄で得られた結果を多角的に理解するため、5つの森林組合（東海1、北陸1、九州3、アンケート調査対象外の組合を含む）に対し、管内の林地取引の現状について聞き取り調査した。結果、東海と九州の森林組合では林地売買の問合せが増加傾向にあること、その背景に、現所有者は林地を売却ないし無償譲渡する希望があること、森林組合は、こうした組合員の相談・問合せに対し、可能な限り対応していること、北陸では第2図のとおり問合せ数に変化がないこと等が確認できた。

また、複数の森林組合からは、林地所有者が土地付き立木買いであれば応じる旨を素材生産事業体に持ちかけ、契約が成立している状況があるとの情報が得られた。九州のある地域では、素材生産事業体が公道に近い林地から順に土地付き立木買いを進め、自社所有林を有利に確保できるような動きも見られるとのことであった。すなわち、九州を中心に林地取引件数が増加している主な理由は、立木買いによる素材生産の際に、林地も素材生産事業体がいり取っているため、と結論づけられる。これは駒木（2010）でも、四国・九州を中心に素材生産事業体による土地付き立木買いが報告され

ていたが、その動きが一段と増えている可能性が高い。しかも、当時は再造林放棄が多くみられたが、九州の森林組合によれば、最近では土地付き立木買いによる皆伐後、再造林する素材生産事業体が存在することがわかっている。

こうした動きは、国産材消費型の大規模製材工場が増設されるにつれて、工場立地地域周辺で土地付き立木買いが広まることも考えられる。このとき、林地を取得した素材生産事業体と森林組合とが良好な関係を保つこと、可能な限り森林組合の組合員であることが、管内森林の公益的な機能発揮に寄与するであろう。

(5) 小括

これまで分析してきた統計、アンケート及びヒアリング調査の結果は次のようにまとめられよう。まず、現在から過去15～20年程度の林地取引面積・件数は地域差があるものの増加傾向にあり、林地取引は活発化している。林地売買が活発化した背景は、立木買いの際に、土地付きの購入を依頼する林地所有者が年々増えている要因が強く働いている可能性が示唆される。

森林組合の林地供給事業、森林経営事業の対象面積、実施組合数は増加していないが、林地取引に関する問合せは増加しており、森林組合員の林地取引に関する要望充足のために経営資源を活用している。森林組合員の要望充足の目的で、森林を所有する森林組合は増加し、所有林面積も増加傾向にある。とりわけ、比較的規模の大きな

組合が所有林を増やしている。なお、小規模な森林組合では、森林組合員の林地取引に関する要望充足のために林地を取得するケースがある。それでも、固定比率に上限があるといった財務上の制約や受託施業可能な面積に限りがあること、そもそも林地境界が画定できていないこと等により、林地を引き受けたくても引き受けられない状況に直面している森林組合の現状も確認された。

ここで得られた結果は、森林組合一斉調査による林地供給事業の実績だけでは林地取引に森林組合が関与しているかを推し量るには情報が不足しており、林地取引へのかかわり方は、個別の調査による実態把握が不可欠であることも指摘できる。

4 今後の検討課題

今後、林地所有者（世帯主）の多くが20年程度で平均寿命に達することから、林地売却の希望は一段と増え、林地取引件数・面積の増加も続くと考えられる。また、国内では国産材の消費を前提とする製材工場建設や生産設備増強の動きがあることから、土地付き立木買いは、地域差を伴いながらも増加する可能性が示唆された。

そこで最後に、森林組合員が林地取引を検討する機会がますます増加し、地域差を伴いながらも林地取引が活発化する局面において、森林組合に求められる役割について以下のとおり2つの論点を提示し、今後の検討課題を考察する。

(1) 組合員である素材生産事業者が 林地付き立木買いを進める地域 —共同での機械・資材調達や集出荷 を模索する必要—

素材生産事業者数が維持・増加する地域（主に九州）では、素材生産事業者が林地込みの立木買いを進めている。そのうち一定数は、管内に事業所を構え、森林組合員であることが聞き取り調査から判明している。こうした森林経営を営む組合員が増加すると、林地所有者の集団たる「所有者組合」から土地所有者が林業を営む集団たる「経営者組合」へと構成員の変化が起きるであろう。このときに、林業機械や林業資材の共同購入や組合員への機械リース、丸太の共同集出荷など、経済事業を模索する必要が生じる可能性もある。

(2) 組合員による林地売却希望が 林地買取希望を上回る地域 —林地所有の受け皿を検討する 必要—

素材生産事業者が少ない・減少する地域では、林地取引が低調で、素材生産事業者への林地集約は期待できず、森林組合が林地を引き受け自ら経営することへの期待感がこれまで以上に高まるだろう。この場合、固定資産として立木込みの林地（森林）を引き受けることが財務上困難な組合や、個別組合員の山林手入れがおろそかになる懸念から森林の引き受けに否定的な組合も存在することから、例えば、山林は森林組合系統が設ける別な受け皿に集約し、その受

け皿から地域ごとの森林組合に施業委託する等の連携対応が必要と考える。このとき、受け皿となる法人は、例えば系統や市町村等が出資し、可能であれば個人からの出資が引き受ける方向性が妥当であると考えられる。

林地取引が活発化している現状を捉え、先手の対策を講じることが、森林組合の事業基盤を安定化させることにつながり、農山村の活性化に資すると筆者は考える。

<参考文献>

- ・安藤範親（2023）「森林経営管理制度の進捗状況と林地流動化の現状—第35回森林組合アンケート調査結果から—」『農林金融』76（10）、534～541頁
- ・駒木貴彰（2006）「森林所有権移転の実態—北海道—」『森林 林業 木材産業の将来予測-データ 理論 シミュレーション』229-238頁、日本林業調査会
- ・駒木貴彰（2008）「森林所有権流動化の現状」『木材情報』211、5～8頁
- ・駒木貴彰（2010）「森林所有権の流動化が森林管理と中山間地域の活性化に及ぼす影響の解明」『森林総合研究所交付金プロジェクト研究成果集』29、1～260頁

- ・田代雅之（2017）「第29回森林組合アンケート調査結果」『総研レポート』1～78頁、農林中金総合研究所
- ・都築伸行ほか（2007）「四国における森林所有権移動と再造林放棄」『森林計画学会誌』41（2）、213～219頁
https://doi.org/10.20659/jjfp.41.2_213
- ・長澤博・宮林茂幸・五十嵐健蔵（2004）「リゾート開発跡地における開発資本による林地取引の実態—福島県会津フレッシュリゾート構想地域の事例—」『林業経済研究』50（2）、1～10頁
https://doi.org/10.20818/jfe.50.2_1
- ・林雅秀ほか（2006）「東北地方における森林所有権移動の実態」日本森林学会大会発表データベース、117、203
<https://doi.org/10.11519/jfsc.117.0.203.0>
- ・室孝明（2011）「第23回森林組合アンケート調査結果」『総研レポート』1～113頁、農林中金総合研究所
- ・餅田治之（2012）「山林所有の移動実態の調査について」『山林』1534、18～23頁
- ・山田茂樹（2006）「森林所有権移動の実態—高知県—」『森林・林業・木材産業の将来予測：データ・理論・シミュレーション』207～225頁、日本林業調査会
- ・吉野聡（2017）「森林所有権の移動の現状と森林管理の展望」『山林』1593、18～26頁

（ただ ただよし）





食料・農業・農村基本法の改正に寄せて

今年の通常国会に農政の基本理念と推進方策を定める「食料・農業・農村基本法」の1999年の制定以来の改正案が上程されることになった。まずは歴史も振り返りながら現在の日本と日本の農業・農村・食料産業を取り巻く国内外の情勢変化の中で、何故いま改正するのか、改正の中身は何かについて私見を述べてみたい。

農政の基本理念を基本法という形で表したのは1961年制定の「農業基本法」が嚆矢である。第二次世界大戦の敗戦から日本経済は奇跡的復興を遂げ、高度成長へと向かう時期に当たる。農政では戦後復興期の食糧増産と農村の民主化がひと段落し、経済成長に伴う農産物需要の激変と農業労働力の減少への対処が急務となっていた。そこで同法では他産業と均衡の取れる生産性の向上と所得の確保、農産物の消費構造の変化に対応した選択的拡大を掲げた。同法に基づく政策のうち農業生産の選択的拡大は畜産、野菜、果樹等が大きく伸び目的を果たしたが、米を中心とする土地利用型農業では所得の均衡は兼業所得頼みとなり構造改革の目論見は外れてしまった。

その後日本経済が1968年以降GDP世界第2位となった頃から日本は否応なく経済摩擦への対処が求められるようになり、度重なる農産物市場開放圧力にさらされる事になる。農業政策についても国際交渉(ガットウルグアイラウンド農業合意)の結果農産物の輸入、国内支持政策に一層制約が加わることになった。こうした中で農業の基本政策のあり方の議論が重ねられ登場したのが現行の「食料・農業・農村基本法」である。大胆に単純化して言えば、旧基本法が日本経済の中における農業と他部門の関係を意識したものとすれば、新たな基本法は世界経済の中で日本農業をどう位置づけ、いかにして支えるかを意識したものといえよう。国民全体にとって農業が果たす「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」という役割が将来的にも不可欠と考え、これを支える政策のウイングを「農業」を両翼から「食料」と「農村」が挟むように広げることで新法の名称となった。政策面でも、食料自給率目標を設定するとともに、望ましい農業構造の姿として「効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業

構造」を掲げ、これを旧食管法に代表される価格政策ではなく、経営安定対策で支えるとした。加えて中山間地域の直接支払いに繋がる条項も盛り込まれた。これらはEUを中心とする世界的な農政の潮流も意識したものになった。

法律は制定時の時代精神の賜物である。「食料・農業・農村基本法」の制定された西暦2000年を挟んだ時期は、1989年のベルリンの壁崩壊から10年、東西冷戦が終わり市場経済や資本主義についての楽観が横溢した時期であった。主要国首脳会議には(1998年から2013年まで)ロシアが加わってG8と言われていたし、2001年には中国がWTOに加盟している。「世界が協調して自由化と経済連携を進めれば、平和で民主的な世界に近づける」といった自由主義的国際協調主義の理想が遠のき、これほどまでに権威主義的自国中心主義が勢いを強めるとは識者は予想していなかったのではないだろうか。もう一つ法制定時と現在とで大きく違っているのが、地球への限界意識の強さである。1992年の国連地球サミットで温暖化や生物多様性の問題は指摘されていたが、現在のように、このままでは地球は持たないという切迫した危機感は共有されてはいなかった。近年農政ではEUの「Farm to fork」や日本の「みどりの食料システム」という新たな戦略が提起されている。また日本独自の事情を振り返ると、法制定時には日本経済はバブル崩壊後も成長軌道への復活を模索中で、こんなに長期のデフレが続くとは誰も想像していなかった。その後日本は2008年に人口のピークを迎えたあと急角度で人口減少社会に入っている。

こうした国内外の情勢変化を受けて、国は「食料安全保障の抜本的強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」をポイントに現行基本法の大幅改正に踏み切った。今でなくとも良いではないかとの意見も聞くが、時代精神の大転換が明確になっている中、これ以上の遅延は許されなかったと筆者は思う。この上は、現行法の「農業」を「食料」と「農村」を挟んで支えるという基本は大切にしながら、既存の政策では功を奏さなかった点を大胆に改め、新たな時代精神の下、持続可能な農業・農村・食料産業を確立できるよう、今国会で改正法の成立を実現してほしい。関係各位の奮闘に期待する。

((株)農林中金総合研究所 理事長 皆川芳嗣・みながわ よしつぐ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(45)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(45)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(45)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(46)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(46)
6. 農業協同組合 主要勘定	(46)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(48)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(48)
9. 金融機関別預貯金残高	(49)
10. 金融機関別貸出金残高	(50)

統計資料照会先 農林中金総合研究所コーポレート企画部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2018. 12	66,311,414	1,386,802	32,855,170	22,187,998	52,131,324	14,730,399	11,503,665	100,553,386
2019. 12	65,007,106	904,143	33,746,302	21,596,296	53,422,982	18,770,545	5,867,728	99,657,551
2020. 12	65,136,424	423,506	34,195,776	18,486,116	47,749,217	20,957,272	12,563,101	99,755,706
2021. 12	65,100,951	386,421	34,100,737	19,759,392	42,899,136	21,044,141	15,885,440	99,588,109
2022. 12	63,838,297	416,777	33,750,027	20,578,634	41,338,489	15,058,139	21,029,839	98,005,101
2023. 7	64,919,832	433,792	33,976,249	22,160,297	45,410,538	15,096,911	16,662,127	99,329,873
8	65,439,283	436,791	34,679,533	21,731,956	45,298,600	15,108,855	18,416,196	100,555,607
9	65,073,164	435,291	29,282,968	20,682,051	44,311,514	15,074,214	14,723,644	94,791,423
10	64,759,862	425,068	36,029,732	21,531,457	45,844,350	14,842,947	18,995,908	101,214,662
11	64,423,062	409,037	33,533,460	19,946,021	45,515,066	14,968,724	17,935,748	98,365,559
12	64,358,780	385,783	31,289,071	19,847,974	44,580,160	14,872,052	16,733,448	96,033,634

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2023年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	50,319,736	-	5,227,936	260	2,774	-	55,550,706
水産団体	1,901,727	-	112,417	-	33	-	2,014,177
森林団体	2,522	-	5,789	7	251	-	8,568
その他会員	1,079	-	15,856	-	-	-	16,935
会員計	52,225,063	-	5,361,998	267	3,058	-	57,590,386
会員以外の者計	728,988	6,571	576,958	106,615	5,346,457	2,805	6,768,394
合計	52,954,052	6,571	5,938,956	106,882	5,349,515	2,805	64,358,781

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 142,362百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2023年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	885,815	38,922	140,092	-	1,064,829
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	39,079	872	8,367	-	48,318
	森林団体	1,469	592	3,127	6	5,194
	その他会員	1,170	190	20	-	1,380
	会員小計	927,533	40,576	151,607	6	1,119,722
	その他系統団体等小計	134,699	4,014	72,884	-	211,597
計	1,062,232	44,590	224,491	6	1,331,319	
関連産業	5,150,319	52,628	1,050,192	1,937	6,255,076	
その他	7,102,836	265	182,556	-	7,285,658	
合計	13,315,387	97,483	1,457,239	1,943	14,872,053	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2023. 7	11,414,557	53,505,275	64,919,832	-	433,792
8	12,129,658	53,309,625	65,439,283	-	436,791
9	11,694,978	53,378,186	65,073,164	-	435,291
10	11,684,313	53,075,549	64,759,862	-	425,068
11	11,467,208	52,955,854	64,423,062	-	409,037
12	11,403,746	52,955,034	64,358,780	-	385,783
2022. 12	9,943,431	53,894,866	63,838,297	-	416,777

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2023. 7	45,681	22,114,616	45,410,538	7,266,616	3,154	-	111,669
8	34,772	21,697,183	45,298,600	7,266,616	8	-	112,529
9	37,923	20,644,127	44,311,514	7,000,058	5	-	107,755
10	43,013	21,488,444	45,844,350	7,256,580	-	-	100,807
11	54,059	19,891,961	45,515,066	7,256,580	-	-	99,836
12	28,309	19,819,664	44,580,160	7,694,248	-	-	97,483
2022. 12	26,858	20,551,775	41,338,489	8,275,952	2,730	-	72,643

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2023. 7	67,551,929	66,134,057	981,212	1,050,916	2,612,614
8	67,678,681	66,113,459	970,542	1,050,926	2,613,582
9	67,160,182	65,944,047	924,923	987,655	2,618,671
10	67,422,543	65,861,861	945,993	987,652	2,618,671
11	66,958,260	65,566,340	956,448	987,613	2,618,671
12	67,364,140	65,617,800	887,709	883,009	2,618,671
2022. 12	68,445,157	66,809,675	866,931	1,292,915	2,577,845

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2023. 6	49,347,709	60,397,653	109,745,362	577,902	502,632
7	48,856,051	60,448,022	109,304,073	587,149	513,288
8	49,333,477	60,316,696	109,650,173	563,724	488,917
9	49,293,066	60,003,026	109,296,092	546,227	469,378
10	49,927,459	59,724,022	109,651,481	551,458	472,994
11	49,621,998	59,551,533	109,173,531	544,526	468,688
2022. 11	47,801,852	61,644,017	109,445,869	637,979	565,148

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
2,360,000	956,116	4,040,198	26,619,935	99,329,873
2,050,000	1,021,627	4,040,198	27,567,708	100,555,607
1,655,000	893,463	4,040,198	22,694,307	94,791,423
3,379,200	1,041,774	4,040,198	27,568,560	101,214,662
2,814,000	1,008,656	4,040,198	25,670,606	98,365,559
411,000	1,577,865	4,040,198	25,260,008	96,033,634
1,500,000	1,379,172	4,040,198	26,830,657	98,005,101

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
13,732,631	1,250,711	1,898	15,096,911	-	16,658,973	99,329,873
13,719,465	1,275,547	1,312	15,108,855	-	18,416,189	100,555,607
13,618,482	1,346,469	1,506	15,074,214	-	14,723,640	94,791,423
13,426,676	1,314,033	1,430	14,842,947	-	18,995,908	101,214,662
13,494,068	1,373,361	1,458	14,968,724	-	17,935,749	98,365,559
13,315,387	1,457,238	1,943	14,872,052	-	16,733,449	96,033,634
13,439,930	1,543,436	2,128	15,058,139	-	21,027,110	98,005,101

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						貸 出 金	
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	計	うち金融 機関貸付金	
	計	うち系統						
79,145	42,315,394	42,255,719	85,000	1,767,058	18,966,238	8,647,441	2,278,175	
80,273	42,115,712	42,056,693	75,000	1,785,075	19,217,231	8,657,730	2,263,224	
78,701	41,782,263	41,723,455	100,000	1,799,085	18,977,677	8,647,538	2,302,025	
77,805	41,903,391	41,844,513	85,000	1,817,126	18,993,287	8,759,937	2,302,968	
78,806	41,564,528	41,504,246	85,000	1,805,681	18,825,978	8,779,489	2,332,231	
86,073	42,099,673	42,038,010	105,000	1,800,816	18,612,530	8,808,595	2,333,415	
82,972	42,084,449	42,019,526	60,000	1,737,646	19,849,498	8,789,239	2,312,457	

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金	
448,089	79,971,180	79,562,556	6,317,504	2,739,130	24,107,919	118,186	538
446,911	79,325,043	78,911,336	6,506,158	2,845,135	24,179,344	117,872	538
460,022	79,495,439	79,073,219	6,605,514	2,903,517	24,231,240	117,517	537
441,376	78,972,348	78,546,558	6,643,782	2,912,458	24,278,329	118,332	537
445,528	79,250,669	78,808,939	6,769,362	2,978,400	24,296,092	117,866	536
451,356	78,697,618	78,251,956	6,763,913	2,973,109	24,316,589	109,936	536
443,419	80,255,002	79,877,169	6,231,068	2,752,912	23,646,318	117,784	552

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2023. 9	2,494,506	1,624,332	42,383	58,565	18,802	1,935,566	1,872,204	98,320	495,844	
10	2,512,851	1,633,228	42,383	58,565	19,682	1,951,150	1,884,956	98,232	495,241	
11	2,494,035	1,627,822	42,383	58,595	20,693	1,926,785	1,858,372	98,251	494,716	
12	2,479,811	1,609,618	37,183	58,595	18,899	1,918,121	1,852,617	96,899	491,402	
2022. 12	2,503,086	1,658,291	62,724	58,426	18,648	1,987,092	1,963,479	93,562	486,699	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2023. 7	827,888	407,678	65,851	42,373	97,504	5,697	851,734	843,339	-	103,511	2,045	74
8	821,813	409,460	67,216	43,010	97,554	6,235	847,609	836,954	-	103,528	1,995	74
9	831,774	412,495	66,973	42,935	97,608	5,938	858,073	847,944	-	105,352	1,935	74
10	856,292	424,810	67,212	43,035	97,669	7,138	886,454	876,058	-	106,294	1,886	74
2022. 10	852,203	424,226	78,514	49,002	97,976	6,033	895,235	886,368	-	112,934	2,515	75

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2020. 3	1,041,148	667,436	3,929,329	2,777,707	624,155	1,452,678	211,724	
	2021. 3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049	
	2022. 3	1,083,421	681,588	4,474,944	3,181,644	670,555	1,588,700	229,806	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2022. 12	1,100,426	684,452	4,437,758	3,221,070	686,965	1,628,378	237,350	
	2023. 1	1,093,333	679,948	4,521,556	3,198,047	679,221	1,620,102	236,328	
	2	1,093,728	680,636	4,520,488	3,204,843	680,545	1,622,668	236,775	
	3	1,086,451	673,035	4,636,249	3,247,058	685,240	1,602,802	234,123	
	4	1,090,760	677,371	4,660,231	3,271,090	693,402	1,630,891	237,569	
	5	1,085,445	671,468	4,692,533	3,260,253	688,398	1,623,621	236,618	
	6	1,097,454	678,795	4,599,640	3,280,068	694,049	1,632,730	238,530	
	7	1,093,041	675,519	4,638,187	3,256,382	690,326	1,628,298	238,015	
8	1,096,502	676,787	4,642,987	3,257,886	691,243	1,629,344	238,507		
9	1,092,961	671,602	4,578,437	3,253,024	693,528	1,632,507	239,749		
10	1,096,515	674,225	4,626,627	3,247,586	690,593	1,630,308	239,118		
11	1,091,735	669,583	4,708,254	3,251,089	690,465	1,622,848	238,730		
12 P	1,097,409	673,641	P 4,567,577	P 3,262,765	P 697,348	1,634,286	...		
前年同月比増減率	2020. 3	0.9	0.5	4.6	3.6	△4.7	1.2	2.2	
	2021. 3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8	
	2022. 3	1.4	△0.0	3.3	4.2	△0.7	2.1	2.6	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2022. 12	0.8	△1.2	3.2	2.4	2.1	1.1	2.0	
	2023. 1	0.7	△1.0	3.7	2.4	2.0	1.1	1.9	
	2	0.5	△1.1	3.5	2.2	2.0	0.9	1.9	
	3	0.3	△1.3	3.6	2.1	2.2	0.9	1.9	
	4	0.1	△1.2	4.1	2.2	2.0	0.8	1.5	
	5	△0.1	△1.6	4.0	1.9	1.9	0.6	1.4	
	6	△0.1	△1.5	3.7	1.8	1.7	0.5	1.1	
	7	△0.3	△1.8	4.4	1.3	1.3	0.4	1.0	
8	△0.1	△1.9	4.2	1.7	1.6	0.3	1.1		
9	0.0	△1.5	3.3	2.2	2.2	0.7	1.3		
10	△0.1	△1.6	3.4	1.8	1.4	0.3	1.2		
11	△0.2	△1.8	3.8	1.4	1.5	0.1	1.1		
12 P	△0.3	△1.6	P 2.9	P 1.3	P 1.5	0.4	...		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2020. 3	211,038	63,300	1,966,560	2,192,275	489,890	726,752	118,549	
	2021. 3	215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	523,448	784,374	126,299	
	2022. 3	223,370	64,411	2,068,312	2,365,386	519,480	788,013	129,855	
	前年同月比増減率	2022. 12	227,375	64,768	2,120,864	2,450,442	538,486	797,103	133,634
		2023. 1	227,382	64,735	2,117,697	2,450,112	536,291	792,921	133,540
		2	228,009	64,813	2,117,922	2,457,959	537,138	793,004	133,891
		3	229,419	64,165	2,132,297	2,470,331	540,284	798,305	134,898
		4	229,970	63,584	2,126,992	2,474,829	540,312	796,947	134,733
		5	231,332	63,698	2,127,765	2,477,124	540,658	794,984	134,645
		6	231,943	63,040	2,133,589	2,484,396	543,019	795,834	135,042
		7	232,629	63,693	2,135,189	2,491,400	544,614	795,769	135,514
8		233,060	63,945	2,141,103	2,492,920	545,138	795,842	135,876	
9		233,470	63,455	2,149,079	2,508,839	547,884	803,487	137,208	
10		233,540	64,570	2,150,383	2,510,237	547,169	798,780	137,113	
11		233,760	64,473	2,168,843	2,516,111	548,201	798,678	137,399	
12 P	233,745	64,752	P 2,255,409	P 2,547,526	P 558,945	805,519	...		
前年	2020. 3	1.8	5.9	1.6	5.3	△5.3	1.0	3.2	
	2021. 3	2.3	3.4	5.4	4.7	6.9	7.9	6.5	
	2022. 3	3.4	△1.6	△0.2	3.1	△0.8	0.5	2.8	
前年同月比増減率	2022. 12	2.5	0.1	4.3	4.3	3.9	1.1	3.9	
	2023. 1	2.5	0.1	4.6	4.4	4.1	1.1	4.0	
	2	2.5	0.1	4.0	4.5	4.0	1.2	4.1	
	3	2.7	△0.4	3.1	4.4	4.0	1.3	3.9	
	4	2.7	△0.1	4.0	4.5	3.8	1.4	4.1	
	5	2.7	0.1	4.0	4.4	3.7	1.3	3.9	
	6	2.7	△0.6	2.9	4.3	3.6	1.3	4.0	
	7	2.7	△0.1	2.9	3.9	3.3	1.0	4.0	
	8	2.7	△0.8	2.8	3.7	3.4	1.1	4.2	
	9	2.8	△0.8	2.4	4.0	3.2	1.4	4.1	
	10	2.7	△0.6	2.5	3.6	2.8	1.1	4.2	
	11	2.6	△0.8	3.3	3.4	2.6	1.0	4.0	
12 P	2.8	△0.0	P 6.3	P 4.0	P 3.8	1.1	...		

- (注) 1 表9 注1、注2に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

(株) 農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



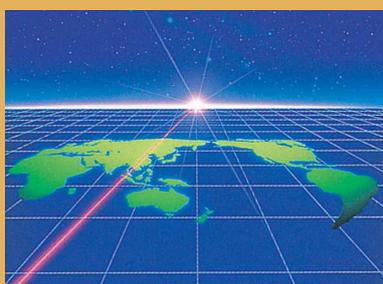
「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「[詳細情報を見る]」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2024年3月号第77巻第3号〈通巻937号〉3月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社